

保存版

令和9年度

保育園入園のご案内

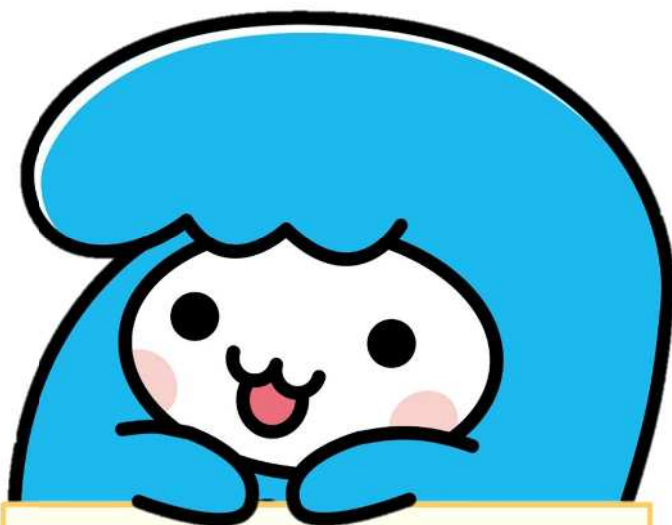
(令和8年10月作成)



よくある質問や保育園の
空き状況等ご覧いただけます。



◀荒川区ホームページ
「保育園・幼稚園など」



書類提出は、
オンライン申請できます。



◀電子申請の
ご案内ページ

認可保育園のご利用にあたっては、この冊子を必ずご確認ください、内容をご理解
いただいた上で、お申込みください。入園後の手続きも記載していますので、卒園
するまでお手元に保管をお願いします。

問い合わせ先

荒川区子ども家庭部保育課入園相談係【荒川区役所2F】
〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号
代表電話 03-3802-3111 (内線 3825~27、3847)
<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/> (荒川区公式HP)

目 次

保育園とは P.1

1. 保育施設の種類 P.1
2. 認可保育園を利用するには P.2
3. 認定期間と必要量区分について P.3

申込受付期間 P.4

1. 受付期間 P.4
2. 4月の注意事項（1次と2次の違い） P.5

申込みについて P.6

1. 申込みの流れ P.6
2. 書類の提出方法 P.7
3. きょうだいで申込み P.9
4. 転園の申込み P.10
5. その他の申込み P.10

お子さんの健康状態について P.11

1. 障がいや疾病等、気になることがあるお子さんについて P.11
2. アレルギー疾患のあるお子さんについて P.11
3. 「居宅訪問型保育事業」について P.11

その他、重要な注意事項 P.12

1. 就労中で申込みの場合 P.12
2. 申込時に転職を予定している場合 P.12
3. 育児休業中に申込みの場合 P.12
4. 育児休業の延長が許容できる場合 P.12
5. 出産・育児に伴い休業している、育児休業を取得できず休職している場合 P.13
6. 就労内定で申込みの場合 P.13
7. 求職中で申込みの場合 P.13
8. 妊娠中、または出産直後で、上の子のみの申込みを希望する場合 P.14
9. 保育年齢に制限（2歳児クラスまで）のある保育園を卒園する場合 P.14
10. 出生前の申込み P.14
11. 就労しながら介護を行っている場合 P.14

保育コンシェルジュについて P.15

入園申込みに必要な書類 P.16

1. 申込み方全員が提出する書類 P.16
2. 郵送で申込みをする方が提出する書類 P.16
3. 保育が必要な状況を証明する書類 P.17
4. 該当する方が提出する書類 P.18
5. 添付書類（参考） P.19

希望園の選び方 P.21

1. 申込みできる年齢（月齢）について P.21
2. 最新の空枠状況について P.21
3. 空枠が0でも申込みはできる？ P.22
4. 希望園の順位について P.22
5. 保育園の競争率について P.22
6. 申込み後の希望園変更 P.22
7. 小規模保育事業、家庭的保育事業と認可保育園の連携について P.22

認可保育園一覧 P.23

荒川区保育園マップ P.27

申込み後の変更 P.29

1. 申込み後に状況が変わった P.29
2. 申込みの取下げ P.29
3. 内定の取下げ（内定辞退） P.29

不承諾になった方 P.30

1. 不承諾通知がほしい P.30
2. 不承諾になった後 P.30

荒川区保育利用調整基準 P.31

1. 内定者の決め方 P.31
2. 世帯指数とは P.31
3. 世帯指数の算定方法 P.31
4. 世帯指数が同じだったとき P.31
5. 基準指数【表1】 P.32
6. 調整指数 P.33
7. 同一指数となった場合の優先順位【表2】 P.34
8. 優先順位【表2】が同じだったとき【表3】 P.34

荒川区外から荒川区の認可保育園への入園申込み P. 35

1. 荒川区へ転入する予定がある場合 P. 35
2. 荒川区へ転入する予定がない場合 P. 37
3. 申込み児童の健康状況に気になることがある・
現在特別支援の対応をしている場合 P. 38
4. 育児休業を継続する予定がある場合の特例
. P. 38

荒川区から荒川区外の認可保育園への入園申込み P. 39

1. 荒川区外へ転出予定がある方 P. 39
2. 荒川区外へ転出予定がない方 P. 39

入園後について P. 40

1. 保育園に在園できる期間（保育の実施期間） P. 40
2. 退園になるケース P. 40
3. 入園後に妊娠がわかった場合 P. 41
4. 入園後に転職する場合の注意事項 P. 41
5. 入園後に家庭の状況が変わった場合 P. 42

保育時間 P. 43

1. 標準時間認定について（11時間保育） P. 43
2. 短時間認定について P. 43
3. 土曜日保育 P. 43
4. 延長保育 P. 44
5. 延長スポット保育 P. 45

保育料 P. 46

1. 階層区分について P. 46
2. 階層算定の基礎となる区市町村民税対象年度 P. 46
3. 延長保育料・延長スポット保育料の
料金設定と納付方法 P. 47
4. 給食費 P. 47
5. 階層および延長保育料（月額） P. 48

東京都認証保育所 P. 49

家庭福祉員（保育ママ） P. 53

病児・病後児保育事業 P. 54

荒川区の保育サービス P. 55

月齢早見表 P. 56

保育園とは

1. 保育施設の種類

保育施設には、認可保育施設と認可外の保育施設があります。
この冊子でご案内しているのは、主に認可保育施設についてです。

- 認可保育施設・・・職員数や施設の広さなど、国が定めた基準を満たし、認可を受けた施設
- 認可外の保育施設・・・家庭福祉員(保育ママ)、東京都認証保育所、その他認可外保育施設

施設区分		クラス年齢	保育料	申込先
認可保育施設 ※国の設置基準を満たした施設	認可保育園 認定こども園(保育部門)	0～5歳児 (施設により異なる)	無償	区
	小規模保育事業 定員6～19名の小規模な環境で保育を行う	0～2歳児		
	家庭的保育事業 定員1～5名で家庭的な雰囲気の中、保育を行う	1～2歳児		
認可外の 保育施設	家庭福祉員(保育ママ) 家庭福祉員が少人数で保育を行う (▶P.53参照)	0～2歳児	▶P.53参照	区
	東京都認証保育所 東京都独自の設置基準を満たした保育施設 (▶P.49～52参照)	施設により異なる	施設により異なる	各施設
	その他認可外保育施設			

◆クラス年齢とは◆

保育園は、4月1日現在のお子さんの年齢により、その年度のクラスが決まります。
例えば、1歳になった時点で1歳児クラスに進級するのではなく、1歳になった次の4月から1歳児クラスになります。(▶P. 21参照)

認可保育施設(認可保育園と表記)は、以下の通り設置者・運営者が異なりますが、国が定めた基準に基づいて運営を行っているので、基本的な保育内容に違いはありません。

区立	荒川区が設置	荒川区が運営
公設民営	荒川区が設置	社会福祉法人、株式会社等が運営
私立	社会福祉法人、株式会社等が設置	

2. 認可保育園を利用するには

- 認可保育園は、保育の必要性の認定(2号～3号)を受ける必要があります。
- 集団生活を体験させたい、幼児教育の場として利用したい等の理由は該当しません。
- 以下の「保育を必要とする事由」に該当している場合のみ、申込みすることができます。

保育の必要性	認定区分	年齢	利用施設
必要としない	1号	満3歳～	幼稚園、認定こども園(幼稚園部門)
必要とする	2号	満3歳～	認可保育園 (保育園、認定こども園の保育園部門 小規模保育事業、家庭的保育事業など)
	3号	0歳～3歳未満	

◆ 申込み資格 ◆

(保育を必要とする事由)

1	保護者が働いている	★就労日数は月12日、時間は1日4時間以上であること ★育児休業中の場合は、入園後1か月以内に職場復帰が必須
2	保護者が病気や障がいのため、保育が不可能である	
3	保護者が病人や心身に障がいがある人の介護・看護をしている	
4	保護者の出産期間 (出産予定月とその前後 2 か月)	
5	保護者が現在、仕事を探している(求職活動中)	
6	保護者が就学、技能習得している	★原則、月12日、時間は1日4時間以上であること ★通信教育・趣味の講座・カルチャー講座等は不可
7	保護者が震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたっている	
8	その他、保護者が明らかに保育をできない事情がある	

「保育の必要性」の認定を受けるには



入所申込書と一緒に
「教育・保育給付認定申請書」を保育課入園相談係に提出してください。

3. 認定期間と必要量区分について

認定期間(保育期間)と必要量区分(保育時間)は、保育を必要とする認定事由によって決まります。

実際の保育時間は、認定事由の実態に合わせ、保育園と相談して決めていただきます。認定期間が切れた場合、その月の月末で退園となります。

認定事由 (保育を必要とする事由)	必要量区分 (保育時間)	認定期間 (保育期間)
就労	標準時間 または 短時間認定	左記の事由により保育を必要とする期間
介護、看護		
就学		
妊娠・出産		出産予定月をはさんで前後 2 ヶ月(計 5 ヶ月) (延長不可)
災害復旧		左記の事由により保育を必要とする期間
その他		
求職活動	短時間認定	3 ヶ月(延長不可)
疾病、障がい		左記の事由により保育を必要とする期間

● 保育時間の区分は2つあり、認定事由によって決まります。

必要量区分	保育時間
標準時間認定	7時15分 ~ 18時15分 ※園によって異なります(▶P.23~26参照)
短時間認定	9時 ~ 17時

申込受付期間

1. 受付期間

入園希望月ごとに申込受付期間が決まっています。

以下の一覧をご確認の上、入園希望月に合わせてお申込みください。

入園希望月	申込受付期間 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)		結果回答予定日	申込書類の 有効期限
	開始日	締切日		
令和9年 4月(1次)	令和8年 10月27日(火)	令和8年 11月10日(火)	令和9年 1月29日(金)	令和9年 9月
4月(2次)	11月11日(水)	令和9年 1月22日(金)	2月22日(月)	
5月	令和9年 1月25日(月)	4月12日(月)	4月21日(水)	10月
6月	4月13日(火)	5月10日(月)	5月21日(金)	11月
7月	5月11日(火)	6月10日(木)	6月21日(月)	12月
8月	6月11日(金)	7月12日(月)	7月21日(水)	令和10年 1月
9月	7月13日(火)	8月10日(火)	8月23日(月)	
10月	8月12日(木)	9月10日(金)	9月21日(火)	
11月	9月13日(月)	10月12日(火)	10月21日(木)	4月
12月	10月13日(水)	11月10日(水)	11月22日(月)	5月
令和10年 1月	11月11日(木)	12月10日(金)	12月21日(火)	6月
2月、3月	申込みは受付けていません			

受付時間:平日 8時30分～17時15分まで
(令和8年10月28日(水)、11月4日(水)のみ19時まで窓口延長)

- ◆ 荒川区での入園は、毎月1日からになります。月途中からの入園はできません。
- ◆ 2月、3月の入園申込みは受け付けていません。
- ◆ 5月以降は、前月の空枠に対して入園の審査(利用調整)を行います。

2. 4月の注意事項(1次と2次の違い)

(1) 令和9年4月の1次申込・集中受付時の注意事項

- 申込時に提出する保育が必要なことを証明する書類(就労証明書等)の発行日は、令和8年9月1日以降である必要があります。(令和8年8月中に発行された就労証明書をお持ちの方は、一度、入園相談係にご相談ください。)
- 申込みを済ませた方で、必要書類等に不備がある場合は、令和8年12月10日(木)までに不足書類の提出が必要です。
- 他区市町村からの転入予定ありで申し込んだ方で、新しい住居の契約書等が間に合わない場合、最終締切日は令和9年2月10日(水)になります。
- 必要書類が締切日までに提出できない場合は、書類不備で申込み手続きが完了していません。そのため、入園内定となっても取消しになります。
- 4月1次の利用調整結果については、郵送でお知らせします。
→令和9年1月29日(金)到着予定
- 申込書類は6か月間有効です。不承諾になった場合は、有効期限までは継続して利用調整の対象になります。(例:令和8年11月入園希望で申込みした場合、令和9年4月入園まで有効となるので、4月の申込みをする必要はありません。)

(2) 4月1次と2次の違い

- ・1次の利用調整後に生じた空枠が、2次の利用調整の空枠となります。
- ・求職中の方、荒川区への転入予定がない方、減点希望の方(P.12「4. 育児休業の延長が許容できる場合」参照)等は、申込日にかかわらず、原則2次の利用調整の対象となります。ただし、令和8年12月10日(木)までに状況が変わった(就労が内定した等)場合、1次の利用調整対象となる場合もありますので、なるべく1次の受付期間に申込みをしてください。

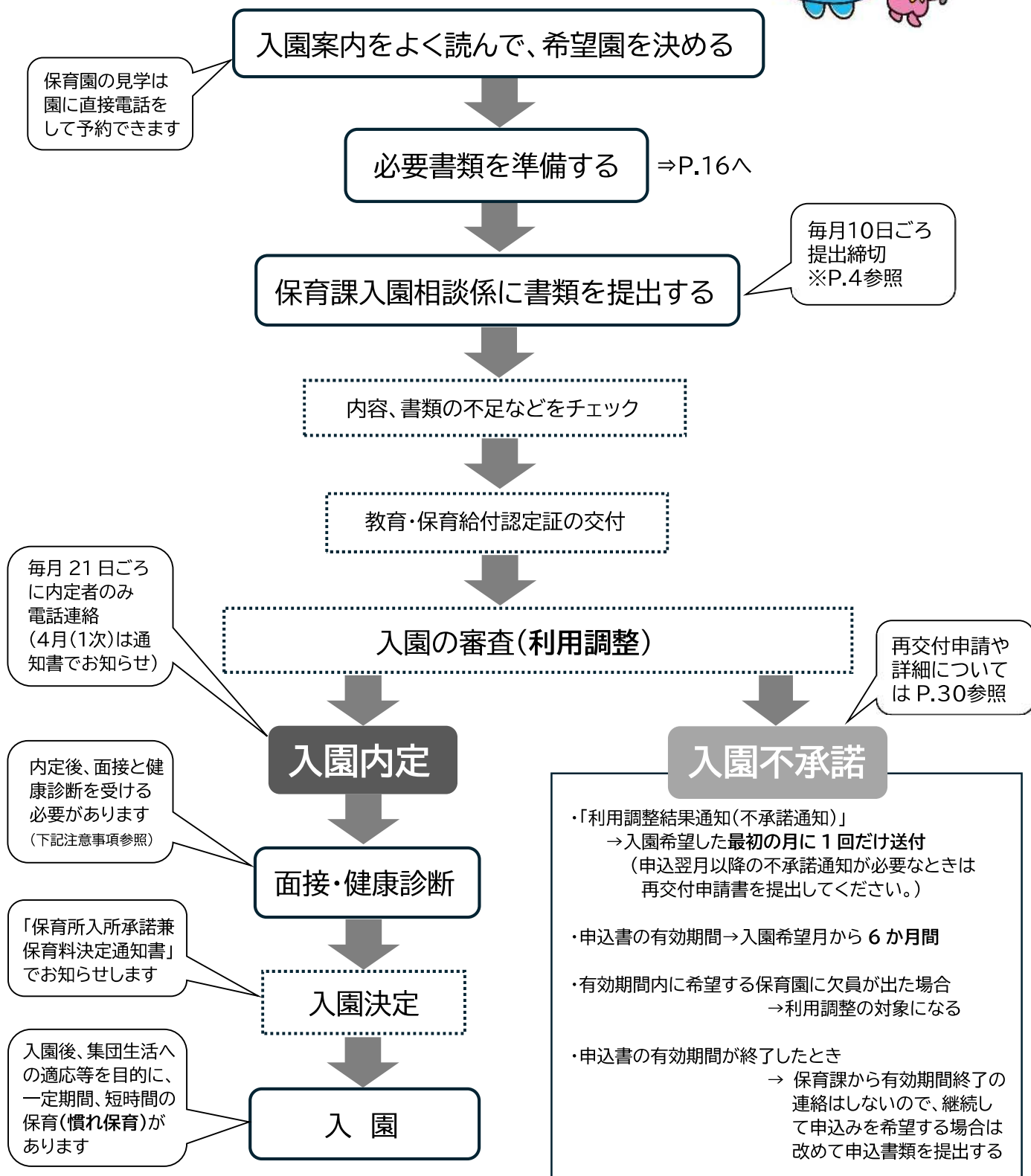
申込みについて

保育園を見学してから決めるのもオススメだよ！



申込みの流れ

1. 申込みの流れ



面接・健康診断の注意事項

※内定後、入園前に、保育園が指定する日時で面接・健康診断を受けていただきます。

受けられない場合は内定取消となりますので、ご注意ください。

※面接・健康診断の結果によっては、入園できない場合があります。

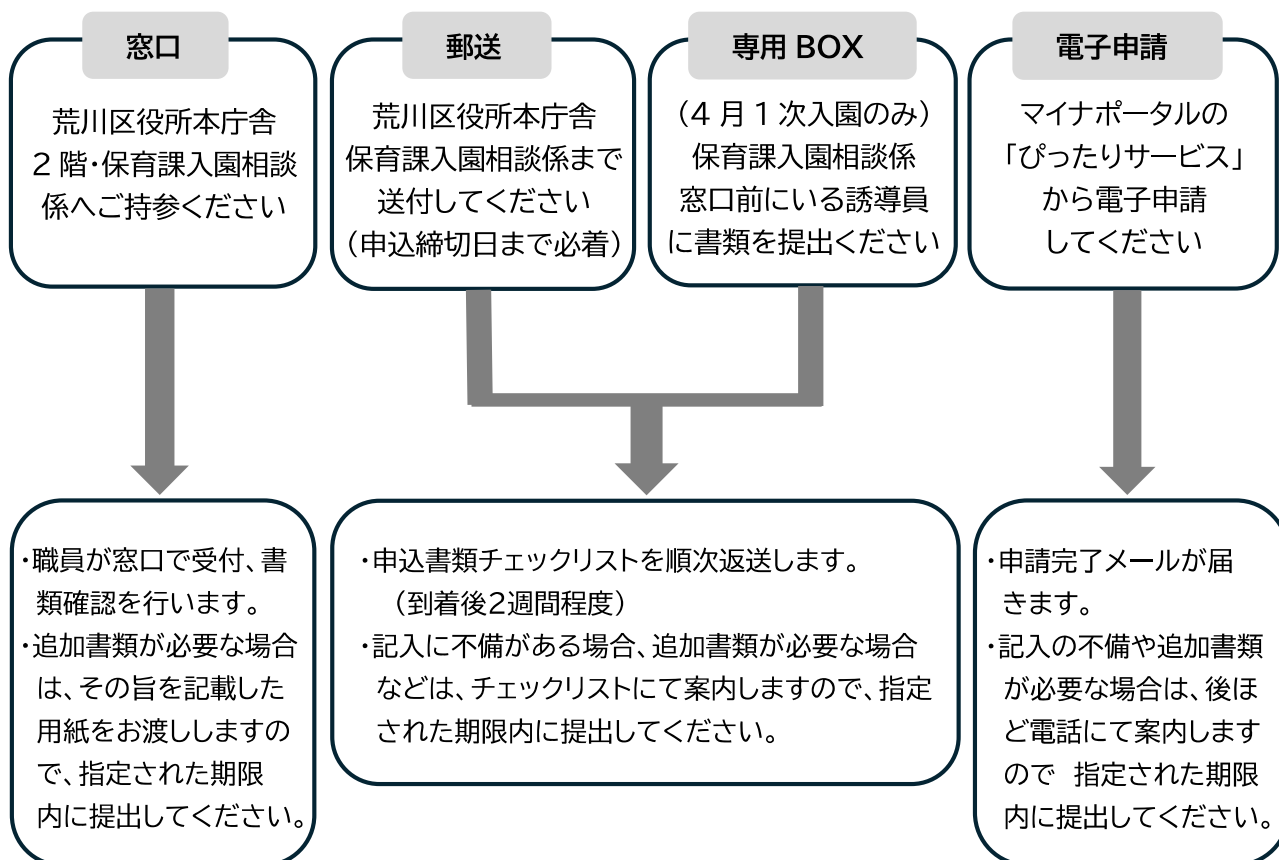
※4月申込みの方は、2～3月に面接・健康診断を行いますので、長期旅行の予定がある方はご注意ください。

2. 書類の提出方法

書類の提出方法は、以下の4つがあります。

ただし、入園予定のお子さんに心配なことがある場合(病気、障がいなど)は、お子さんを同伴の上、保育課入園相談係窓口にてお申込みください。

→ 事前に「保育コンシェルジュ」にご相談いただくと手続きがスムーズになります。
(事前予約が必要 ▶P.15)



◆申込書の記入内容・認定事由などの確認のため、就労先等に電話調査を行うことがあります。

ご自宅から申込みができる「電子申請」が便利です！



追加書類の提出もできます！
マイナンバーカードとスマホがあれば OK！



認可保育園利用申込の電子申請での受付について
<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a037/kosodate/onlineshinsei.html>

(1) 郵送での申込み

- **申込締切日までに必着。当日消印有効ではありません。**締切日までに必ず到達するようお送りください。
- FAXやメールでの提出はできません。
- 事故・誤配等いかなる理由の場合でも区は責任を負いません。記録の残る簡易書留・配達証明・レターパックなどの利用をご検討ください。

⑨不足書類があった場合は、保育課から連絡しますが、指定された期限までに書類が到着しないと利用調整の対象ではなくなることがあります。期限に余裕をもって郵送してください。

(2) 電子申請での申込み

●マイナンバーカードが必要な手続き

- ・認可保育園利用申込み ※
- ・教育・保育給付認定申請 ※
- ・認可保育園転園申込み ※

●マイナンバーカードなしでできる手続き

- ・希望園変更届 ※
- ・認可保育園追加書類提出
- ・再交付申請書(不承諾通知等)
- ・保育園申込・内定取下届



【注意事項】

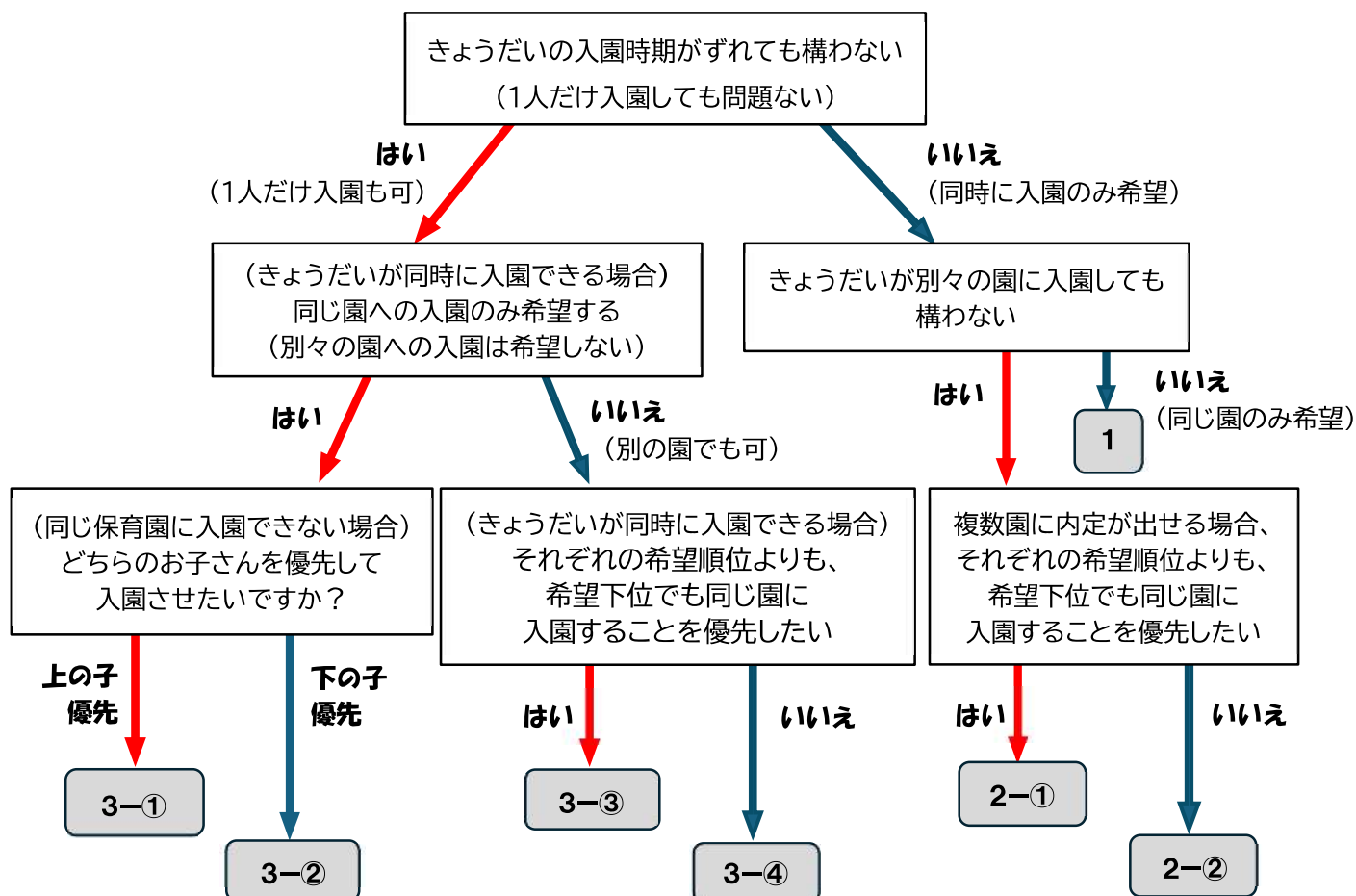
※…電子申請の申込受付期間は窓口の受付期間と同じです。(▶P.4参照)
締切日の区役所開庁時間(17時15分)までに申込みを完了してください。

- ・新規入園の申込みについては、「認可保育園利用申込み」と「教育・保育給付認定申請」が必要です。
先に「教育・保育給付認定」の申請をしてから、入園申込を行ってください。
- ・添付ファイル等の内容が確認できない場合は、電話での問合せや再提出をお願いすることがあります。
- ・添付書類の再提出についても、電子申請「認可保育園追加書類提出の手続き」から提出できます。

3. きょうだいで申し込み

きょうだいで同時に申し込む際は、きょうだい条件を選択していただきます。

- ・希望する条件を「申込児童の健康状況等について」裏面《きょうだい同時申し込みをする方》の欄で選択してください。
- ・きょうだい1人が転園申込みでもう1人が新規入園、きょうだい全員転園申込みの場合も選択が必要です。



条件	番号	内 容	注意 事項
同時に同じ園 に入園したい	1	同時に同じ保育園へ入園できる場合のみ希望する。	※1
同時に入園で きるなら別々 の園でも可	2-①	希望上位の園に別々に入園するよりも、希望下位でも同じ園への入園を優先する。	
	2-②	希望下位の同じ園に入園するよりも、別々でも希望上位の園への入園を優先する。	
1人だけでも 入園可能	3-①	同時に同じ園への入園ができない場合は、 上の子のみ 入園を希望する。 (同じ園へ入園できない時点で下の子は不承諾になるため、別々の園に入園することはありません。)	※2
	3-②	同時に同じ園への入園ができない場合は、 下の子のみ 入園を希望する。 (同じ園へ入園できない時点で上の子は不承諾になるため、別々の園に入園することはありません。)	
	3-③	同時に入園できるときは、希望上位の園に別々に入園するよりも、希望下位でも 同じ園 への入園を優先する。	
	3-④	同時に入園できるときは、希望下位の同じ園に入園するよりも、別々でも希望上 位 の園への入園を優先する。	

※1 きょうだいの1人が不承諾になると、全員入園できません。

※2 1人だけ入園が決まった場合でも、申請時の入園要件を満たす必要があります。

(例:第2子の育児休業中で第1子と第2子同時に申し込む場合→第1子のみが入園内定した場合でも、入園後1か月以内に職場復帰が必要)

上記に該当しない場合は、「きょうだい組み合わせ表」にきょうだい分それぞれ希望園を記入し、提出する必要があります。

(きょうだい組み合わせ表は、荒川区ホームページからダウンロードできます。)

4. 転園の申込み

転園の申込みについての注意事項

- ・申込受付期間、書類の有効期間：新規の申込みと同じ(P.4参照)
- ・転園の申込みは、入園内定時点ではできません。入園した翌月から申込みが可能です。
- ・申込み後に転園の意思がなくなった場合は、速やかに「取下届」を提出してください。
- ・転園が内定した場合の取下げはできません。お子さんが納得しない、転園先で延長保育が受けられない等、いかなる理由があっても元の園には戻れません。(元の園の空枠には別のお子さんが入園するため)
- ・下の子の育児休業取得中／取得予定での上の子の転園
→ 転園後1か月以内の職場復帰が必要
※この場合、転園後に引き続き育児休業を取得すると退園になります。

転園後も引き続き下の子の育児休業を取得する場合は、原則として転園の申込みはできませんが、利用調整において、両親ともに「求職中」と同等の指数として取り扱う場合に限り、例外的に申込みを認めています。

●転園申込みに必要な書類

転園申込書	申込みのお子さん2人分まで1枚に記入可
保育が必要な状況を証明する書類 該当する方は提出が必要な書類	P. 17～20参照
申請書類チェックリスト	郵送で申込みする場合は必要
返信用封筒	郵送で申込みする場合は必要 保護者の住所・宛名を書いてください 切手は貼らないでください

5. その他の申込み

- (1) 荒川区外⇒荒川区認可保育園への申込み ➡ P. 35～38をご覧ください
- (2) 荒川区⇒荒川区外の認可保育園への申込み ➡ P. 39をご覧ください

お子さんの健康状態について

お子さんの健康状態について

1. 障がいや疾病等、気になることがあるお子さんについて

荒川区では、集団生活の中で特別な配慮が必要なお子さんの保育ができるように、特別支援児保育の制度があります。この制度は、お子さんの健全な成長および発達を促すことを目的としています。

次の状況に該当する場合、特別支援児保育が必要となる可能性があるため、入園申込みをする前に「保育コンシェルジュ」に必ずご相談ください。
ご相談の際は、お子さん同伴のうえお越しください。

- (ア)障がいがある。(手帳等の所持に関わらず)
- (イ)心身の発達に心配がある。
- (ウ)発達について健診で指摘を受けたことがある。
- (エ)療育施設などに通所している。
- (オ)その他健康上(慢性疾患など)の心配がある。

★保育コンシェルジュ★

保育専門アドバイザー
詳しくは⇒P. 15

- ◆支援が必要と判断されたときは、申込み後に専門機関による判定を受けていただきます。
- ◆延長保育は原則として利用できません。
- ◆特別支援児の定員は、各園で原則2名までとなっているため、園全体の空枠があっても入園できないことがあります。

2. アレルギー疾患のあるお子さんについて

食物アレルギーなど、アレルギー疾患のあるお子さんについては、提出書類「申込児童の健康状況等について」のアレルギーに関する項目に記載し、お申込みください。

アレルギー食への対応について、園では生活管理指導票等に基づき、保護者と話し合いながら、できる範囲(除去や代替食など)で対応しますが、家から代替品をお持ちいただくこともありますので、事前に各園へお問合せください。

3. 「居宅訪問型保育事業」について

障がいや疾病等により個別のケアが必要なため、集団保育が著しく困難と認められるお子さんについて、ご自宅で1対1で保育する居宅訪問型保育事業を実施しています。申込みにあたっては、以下の書類の提出が必要です。

- ◆認可保育園の申込書類
- ◆医師の診断書
- ◆居宅訪問型保育事業利用確認書
- ◆重要事項確認票

利用を希望する方は、
保育コンシェルジュに
ご相談ください。

その他、重要な注意事項

重要な
注意事項

1. 就労中で申込みの場合

- ・入園後、自己都合で仕事を変えたり、就労日数や就労時間を減らした場合、退園になることがあります。(詳細は P.41「4.入園後に転職する場合の注意事項」をご覧ください)
(入園後も同じ職場、同じ条件で就労するという前提で利用調整を行うため。)
※勤務先の育児による短時間勤務制度を利用しての変更についてはこの限りではありません。

2. 申込時に転職を予定している場合

「就労内定」もしくは「求職中」として利用調整を行います。
ただし、退職日から1か月未満で就労開始する場合は、就労中として利用調整を行うことができる場合がありますので、ご相談ください。
(例:退職日7月31日の場合、入社日8月31日⇒可、入社日9月1日⇒不可)

3. 育児休業中に申込みの場合

育児休業中に入園した場合は、1か月以内(入園した月の翌月初日まで)に、同じ就労条件以上で必ず職場復帰してください。

※勤務先の育児短時間勤務制度を利用して就労時間を短縮する場合は、就労日数や時間の変更があっても差し支えありません。

(復帰日の例)7月1日入園 → 8月1日までに復帰

復帰後に、「職場復帰証明書」を提出していただきます。

育児休業中の場合は、元の就労先に復職することを前提に指数を算定しています。
労働条件が同じでも、同じ職場に復帰せず転職した場合は、条件が変わったことになるため、退園になります。(同じ職場内の部署異動、派遣先の変更は問題ありません)

※年齢制限のある認可保育園、認証保育所、家庭福祉員をご利用の方で、卒園に伴う申込みについては、取扱いが異なります。P.14「9. 保育年齢に制限(2歳児クラスまで)のある保育園を卒園する場合」の内容をご確認ください。

4. 育児休業の延長が許容できる場合

「重要事項確認書兼同意書」の31番について、「②希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックをしてください。この場合は、世帯指数を大幅に減点して利用調整いたします。

ただし、希望園の空き状況等により内定となることがあります。
内定した場合や内定後辞退した場合、「利用調整結果通知(不承諾)」は発行できませんのでご了承ください。

5. 出産・育児に伴い休業している、育児休業を取得できず退職している場合

以下のいずれかに該当し、「職場復帰誓約書」を提出した場合には、元の就労先に復職することを前提に、出産後1年間は育児休業中の方と同様に指数を算定できます。(以下、「みなし育児休業」といいます)

重要な
注意事項

- (ア) 自営業で出産・育児に伴い一時的に休業する場合
- (イ) 就労先の育児休業を取得できず、一時的に退職している場合
- (ウ) 出産・育児に伴い、一時的に退職し、保育園が決まった後、同じ就労先に再就職することが約束されている場合
- (エ) 出産後、就労時間・就労日数を一時的に減らして職場復帰する場合

- ・入園後、1か月以内に必ず職場復帰し、「職場復帰証明書」と「復帰後の就労実績(3か月分)を確認できる書類(就労証明書等)」を提出してください。
- ・入園後、1か月以内に同じ就労先に復帰できない、あるいは申込時と異なる就労条件で復帰した場合は、退園になります。

みなし育児休業と基準日の関係

みなし育児休業中の認定基準日は、

- ・5月～1月入園・・・毎月の申込締切日
- ・4月入園・・・4月1次審査基準日:令和8年12月10日(木)

上記の基準日時点で、満1歳になっていないことが条件になります。

基準日時点で満1歳になっている場合は、みなし育児休業の対象となる期間が終了しているため、みなし育児休業として利用調整を行うことができません。
この場合、就労ではなく「**就労内定**」となり利用調整の指数が下がります。

6. 就労内定で申込みの場合

- ・入園後3か月以内に就労を開始してください(入園申込時と同条件必須)。
- ・内定した就労先で就労開始できない場合、原則として退園となります。
- ・就労開始後に3か月分の就労実績を確認させていただきます。

7. 求職中で申込みの場合

- ・入園後3か月以内に就労を開始してください(月12日以上・1日4時間以上必須)。
- ・就労開始できない場合、退園となります。
- ・就労開始後に「教育・保育給付認定変更申請書」と「就労証明書」を提出してください。

8. 妊娠中、または出産直後で、上の子のみの申込みを希望する場合

入園希望月からみて、出産予定月が前後2か月以内にある場合の申込みは以下の通りです。

- ・妊娠・出産要件での申込み
- ・出産予定月を挟んで前後2か月(出産月を合わせて最大5か月)の期間保育
- ・期間満了後は必ず退園

(例)7月に出産予定の場合

1月～4月	5月	6月	7月 出産月	8月	9月	10月～12月
-------	----	----	-----------	----	----	---------

この期間に申込みをすると妊娠・出産要件
となり、期間保育になります

重要な
注意事項

9. 保育年齢に制限(2歳児クラスまで)のある保育園を卒園する場合

2歳児クラスまでの保育園に在園していて、卒園後も他の認可保育園の利用を希望する場合、新規の申込みが必要です。

- ・4月入園の申込みについては、在園している保育園から案内があります。
- ・卒園に伴う他の認可保育園への4月入園申込みについては、利用調整の指数を加点します。
また、同一指数で並んだ場合は、優先度が高くなります。

卒園時に育児休業を取得している、または取得予定の場合

- ・就労中の方と同等に指数を算定します。
- ・入園後、育児休業からの復帰は必須ではありませんが、入園後1か月以内に復帰する方が優先となります。

10. 出生前の申込み

4月申込みのみ可能です。

(求職中や荒川区に転入予定なしの場合は、原則2次の利用調整の対象となります)

ただし、4月1日時点で希望園の入園可能月齢に達していることが条件となります。

(例)生後57日～の場合：希望年の2月3日以前が誕生日

生後満6か月～の場合：希望年の前年、10月1日以前が誕生日

4月申込み(1次、2次)の利用調整を希望する場合は、受付期間中に仮申込みを行い、
出生後、2週間以内に本申込みをしてください。

(5月～1月の出生前申込みは受付けていません)

申込みに必要な書類は
P.16～20をご覧ください

11. 就労しながら介護を行っている場合

詳細な状況を保育課入園相談係にご相談ください。

保育コンシェルジュについて

「保育コンシェルジュ」とは、お子さんの保育を希望する保護者の皆様の相談に応じ、保育園の入園などについてアドバイスする専門の相談員です。

保育課入園相談係に配置しており、区立保育園で保育士経験のある者が対応いたします。

保育
コン
シェル
ジュ

このような方に
オススメです！

- お子さんの健康状態に不安のある方
- お子さんの発達に悩みがある方
- 各保育園の特色や運営形態を知りたい方
- 認可保育園以外も検討されている方
- その他、子育てに悩みがある方

相談日 : 平日(月曜～金曜)

受付時間 : 9時～16時 (昼休みを除く)

予約方法 : **事前予約制** 保育課入園相談係に電話にてご予約ください

03-3802-3111

(内線)3825～27、3847、3843

認可保育園の入園の流れや、提出書類、その他お申込みについての説明や手続き、一時保育などの保育サービスのご案内は、入園相談係の職員が対応できますので、ご予約なしで保育課入園相談係の窓口にお越しください。



入園申込みに必要な書類

様式は、荒川区ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a037/kosodate/hoikuen/shorui.html>



保育園入園申込みに必要な書類

※提出書類は返却しません。育児休業給付金の申請などで保育所入所申込書等のコピーが必要な方は、事前にご自身でご用意ください。

申込書類

1. 申込む方全員が提出する書類

1	保育所入所申込書	申込みのお子さん全員分を1枚にご記入ください。	1世帯1枚
2	教育・保育給付認定申請書	既に認定されている方で、認定期間内の申込みであれば不要です。認定証をお持ちの場合は、ご持参ください。 保育を必要とする事由に変更があった場合、「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要です。	申込みのお子さんの人数分
3	申込児童の健康状況等について	申込みのお子さん2人まで1枚に記入できます。	1世帯1枚～
4	重要事項確認書兼同意書	確認事項は、内容を理解した上で正確に回答してください。	1世帯1枚
5	保育が必要な状況を証明する書類	保護者1人につき最低1通必要です。詳細は、次のページを確認してください。	1世帯1枚～

2. 郵送で申込みをする方が提出する書類

6	申請書類 チェックリスト		1世帯1枚
7	返信用封筒	保護者の宛名を書いたもの。 切手は貼らないでください。	1世帯1枚

3. 保育が必要な状況を証明する書類

- ・再申込みをされる場合も、改めて提出が必要になります。
- ・保護者それぞれの状況にあわせて、ご用意ください。

※入園内定後、面接時に保育園から就労証明書の提出を求められることがあります。

就労証明書は、提出前にコピーを取り、お手元に保管しておいてください。

申込書類

保護者の状況	必要書類	備 考
就 労 中	就労証明書 (発行日が 2 か月以内)	就労先での証明が必要です。 ※就労時間が不規則な場合は、シフト表やスケジュール表等もあわせて提出してください。
就 労 中 (自 営 業)	①就労証明書(発行日が 2 か月以内)	
	②事業内容が確認できる書類 (営業許可証、開業届、商業登記簿 謄本、申告書等のコピーなど)	保護者が事業主、または三親等以内の親族が経営している会社に勤めている方は、自営業としての書類が必要です。
就 労 中 (育 児 休 業 中)	①就労証明書(発行日が 2 か月以内)	就労先での証明が必要です。育児休業中の期間も記載してください。
	②育児休業給付金支給決定通知書のコピー (公務員の場合は、育児休業手当金支給証明書等のコピー)	育児休業給付金支給決定通知書は、 <u>直近のもの 1 部</u> ※申請中等で通知書が発行されていない場合は 「雇用保険被保険者証」 「育児休業給付金支給申請書」などのコピーを提出し、通知書が発行され次第、速やかに提出してください。
就 労 内 定	就労証明書(発行日が 2 か月以内)	内定先での証明が必要です。
求 職 中	求職活動状況申告書	就労が決まり次第、就労証明書を提出してください。
就 学 ・ 技 能 習 得	在学証明書および時間割等	月12日、1日4時間以上の通学、通所を要するもの。

保護者の状況	必要書類	備 考
出産を予定している	母子手帳のコピー	表紙と分娩予定日の記載のあるページをコピーしてください。
病気、または精神疾患(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を含む)	荒川区指定の様式の診断書	医師に荒川区指定の様式に記載してもらってください。
心身障がい等	身体障害者手帳または愛の手帳(東京都療育手帳)のコピー	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は区指定の診断書を提出ください。
介護をしている	・介護に関する申立書 ・被介護者の診断書等	介護に関する申立書は、荒川区指定の様式でご用意ください。
ひとり親の方	・戸籍謄本のコピー ・児童扶養手当証書のコピー ・独身証明書(外国籍の方)	左記のいずれか1点をご用意ください。ひとり親であること、および子供の親権について確認できる部分が必要です。

4. 該当する方が提出する書類

保護者・児童の状況	必要書類	備 考
65歳未満の同居している祖父母がいるが、保育ができない	保育が必要な状況を証明する書類	住民票上は別世帯であっても、同じ住宅に居住している場合は必要です。 書類がなくても申込みはできますが、利用調整において減点(ー6点)の対象になります。
認可外保育施設(認証保育所、保育ママ、ベビーシッター等)や親族等に預けている	受託証明書	受託先で荒川区指定の様式に記載してもらってください。 (認可保育園、幼稚園に在籍中の場合は不要)
みなし育児休業としての利用調整を希望する	産後休暇復帰(職場復帰)誓約書	出産・育児に伴い休業している方で、育児休業を取得できず休職中の方 (▶みなし育児休業については P.13、5参照)
外国籍の方	在留カードのコピー	同居している方全員分のカードの両面をコピーしてください。就労要件(就労内定含む)での申込みの場合は、就労可能の記載が必要です。

保護者・児童の状況	必要書類	備 考
生活保護を受けている	生活保護受給証明書のコピー	コピーを提出してください
荒川区に転入予定	・転入誓約書 ・新居の賃貸・売買契約書のコピー	契約日は入園申込締切日まで、 引渡し日は入園希望月初日までに なっている必要があります。
令和 8 年 1 月 1 日現在 国外に居住で、 令和 9 年 4 月～8 月 申込みの方	・収入申告書 (令和 7 年 1 月～12 月までの 所得を証明するもの)	荒川区指定の様式にご記入ください。
令和 9 年 1 月 1 日現在 国外に居住で、 令和 9 年 9 月～令和 10 年 1 月申込みの方	・収入申告書 (令和8年 1 月～12月までの所 得を証明するもの)	

※荒川区で課税されていない方の住民税情報は、マイナンバー制度における情報連携により、荒川区で確認します。ただし、情報連携にて確認ができない場合、課税(非課税)証明書等の提出を求めることがあります。

5. 添付書類(参考)

▼「育児休業給付金支給決定通知書」 育児休業中の申込みの方

育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用)						
被保険者番号	氏 名		性別	生年月日	出生年月日	
1300-012345-6	ロウドウ タロウ		男	3-520409	4-240508	
休業開始年月日	支給期間初日	支給期間末日	賃金月額	賃金月額の 50 %	賃金月額の %	
240704	240704	250506	189,810	94,905		
支給資格確認年月日	支払方法(金融機関・店舗コード及び口座番号)			0000111-8765432		
通知内容	先般、提出されました受給資格確認票等の書類を審査したところ、受給資格を下記のとおり確認することとなりましたので通知します。 1. 給付金の種類期間 育児休業給付金 2. 次回支給対象 1 平成 24 年 7 月 4 日～平成 24 年 8 月 3 日 2 平成 24 年 8 月 4 日～平成 24 年 9 月 3 日 3. 次回支給申請期間 平成 24 年 9 月 4 日～平成 24 年 11 月 30 日 4. 次回支給申請日 平成 24 年 9 月 11 日					
管 轄 公 共 職 業 安 定 所 〒112-8577 文京区後楽 1-9-20 の 所 在 地 ・ 電 話 番 号 TEL 03-3812-8609 交付 平成 24 年 7 月 16 日 飯田 橋 公共職業安定所 2012 4						

▼「雇用保険被保険者証」

※育児休業給付金申請中の方で、支給決定通知書が手元に届いていない場合、
「雇用保険被保険者証」のコピーを暫定的にご提出いただき、支給決定通知書は、
後日ご提出ください。

イメージ

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(被保険者通知用)

個人番号登録あり 札幌 公共職業安定所長

被保険者番号 確認(受理)通知年月日 資格取得年月日 取得時被保険者種類

被保険者氏名 生年月日(元号一年月日) (2大正 3昭和 4平成 5令和)

事業所名略称 転勤の年月日

2020. 1

様式第7号

雇用保険被保険者証

札幌 公共職業安定所長

被保険者番号

被保険者氏名 生年月日(元号一年月日) (2大正 3昭和 4平成 5令和)

2020. 1

申込書類

▼申告書（法人事業概況説明書） 自営業の方

法人事業概況説明書										FB1005	
別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人帳簿等資料の一部添付して提出してください。 なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手紙ですが、補足の記載に留意記載の上、添付願います。										整理番号	
法人名	屋号	事業年度	自平成	至平成	年	月	日	税務署 処理欄			
〒	電話番号	ホームページ アドレス		—		応答者 氏名					
1 事業内容	2 支店・海外取引状況	(1) 総支店数			(3) 取引種類	☐ 輸入 ☐ 輸出 ☐ 無		取引金額(百万円)			
		上記のうち 海外支店数			輸入						
		海外子会社の数			輸出						
		海外子会社の数			有	無					
		(4) 貿易取引	☐ 手数料 ☐ ロイヤルティ ☐ 役務の提供 ☐ 証券の売買								
			☐ 金融の貸借 ☐ 不動産の売買 ☐ その他								

OCR入力用（この用紙は機械で読み取る）

この用紙はとじこまないでください

希望園の選び方

希望園の選び方の基準は様々ですが、以下の項目を参考に選択されるといいでしょう。

- ◆保育年齢
- ◆家や職場からの距離、通いやすさ
- ◆通勤で利用する駅からの距離
- ◆保育方針
- ◆園の規模
- ◆地域の特性
- など…

まずは保育園を見学してみましょう。
園に直接電話で予約ができます。

保育園によって準備するものや独自のサービス、保育料以外の費用などがある場合があります。見学をして園に確認することをお勧めします。

希望園の
選び方

1. 申込みできる年齢(月齢)について

園により、申込みができる年齢(月齢)が決まっています。希望する園の保育年齢にお子さんの年齢が該当している必要があります。P. 23～26の「認可保育園一覧」をご確認ください。

(例)生後△日～ …入園希望月の1日時点で生後△日が経過していること
満●か月～ …入園希望月の1日時点で月齢が●か月に到達していること

1歳児～ …その年度の4月1日時点で1歳に到達していること

▶P. 56
『月齢早見表』
参照

令和9年4月1日

令和10年4月1日

令和8年4月5日生まれの場合	0歳11か月 1歳児クラスからの保育園 には申込み不可	1歳11か月 申込み可能
----------------	-----------------------------------	-----------------

2. 最新の空枠状況について

最新の空枠状況は、毎月1日～申込受付期間最終日まで、荒川区ホームページに掲載しています。この期間以外は、空枠数は未確定のため公開していません。

4月の募集枠は、前年の10月1日に公開します。9月1日時点での情報のため、退園などで募集枠が変更になることがあります。募集枠の変更については公開していません。

3. 空枠が0でも申込みはできる？

受付時点で空枠が0でも、利用調整中に転園などで空枠が出る場合があるので、申込みすることはできます。

Q: 4月申込と年度途中、どちらが入園しやすい？

入園を希望するエリアやクラス年齢によって変わりますが、空枠が多いのは4月です。空枠があっても、空枠数以上の申込みがある場合、入園できない方もいます。

5月以降は、前月の欠員分のための募集となります。

4. 希望園の順位について

希望園の順位は、利用調整の結果、複数園に内定が可能な場合に、その中で最も希望順位の高い1園に内定を決めるためのものです。そのため、空枠数に関係なく、入園を希望する順番に記入することをお勧めします。

- ・希望園は最大20希望まで、入所申込書に記載できます。
- ・希望園が1園のみの場合、利用調整の優先度が下がります。(転園は除く)

5. 保育園の競争率について

荒川区では、保育園ごとの倍率等は算出していません。過去の内定者の最低指数を参考としてホームページに掲載しています。

(最低指数は、その年の申込み状況によって変わります。
あくまでも参考情報であり、最低指数より高ければ
入園できる、というわけではありません。)



【参考】4月(一次)入園利用調整結果

6. 申込み後の希望園変更

Logo フォーム、郵送または窓口で「保育所希望園変更申込書」を提出することができます。変更だけでなく、希望園の追加も同様です。提出期限は、入園希望月の申込受付期間と同じです。ただし、4月入園については、1次は12月10日、2次は2月10日が提出期限となります。

7. 小規模保育事業、家庭的保育事業と認可保育園の連携について

令和7年4月から小規模保育事業、家庭的保育事業の連携施設として、全認可保育園が設定されました。これにより、近隣の認可保育園との集団保育体験や、代替保育を行うことができるようになりました。

これらの事業所を利用し卒園した後の受け入れ先については、利用調整において点数の加点があるとともに、同一指数で並んだ場合の優先順位が高くなります。

※小規模保育事業・家庭的保育事業は2歳になった年度末に卒園になります

認可保育園一覧

▲・・・区立 ★・・・公設民営 ☆・・・私立 ◇・・・小規模保育 ◆・・・家庭的保育
○・・・認定こども園

※「満1歳未満児に対する最大11時間保育開始月齢」は、面接等により園が安全に児童をお預かり可能と判断した場合の月齢であり、上記開始月を必ず保証するものではありません。

※2歳児クラスまでの保育園は、2歳児クラスの年度末で卒園になります。

認可保育園一覧

地区	保育園名	所在地	電話	定員	保育年齢 (クラス年齢)	11時間保育 対象年齢	延長保育 (標準時間認定)	延長 定員	土曜 保育	運営 形態
南 千 住	1 第 二 南 千 住	南千住2-21-6	3801-7700	137	生後57日～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○	▲
	2 南千住駅前保育所 おひさま	南千住4-3-2	5615-3088	48	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	12	○	☆
	3 コ ン ビ プ ラ ザ 南 千 住	南千住4-9-1 リバーハーブタワー 南千住1号棟1F	5850-1131	30	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○	☆
	4 南 千 住 さ く	南千住4-9-4	5604-3521	110	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	40	○	★
	5 う い ず 南 千 住 駅 前	南千住5-23-14	6806-7812	60	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	15	○	☆
	6 太 陽 の 子 わ か ば	南千住5-44-16	5615-0277	20	生後57日 ～2歳児	7:30～18:30 生後57日～	18:30～19:30	10	○	☆
	7 南 千 住	南千住6-35-3	3807-6620	159	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	20	○	★
	8 家 庭 的 保 育 室 ス ノ ー ド ロ ッ プ	南千住6-50-3	6806-8894	5	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 生後57日～	18:15～19:15	5	○	◆
	9 南 千 住 七 丁 目	南千住7-20-13	5615-0531	151	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○	☆
	10 ぼ け っ と ラ ン ド 南 千 住 瑞 光	南千住7-30-1	5615-1257	121	1歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	35	○	☆
	11 汐 と ち の 入 き	南千住8-3-3	5604-0510	110	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○	★
	12 に じ の 樹	南千住8-5-2	5604-5712	160	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○	☆
	13 は な み ず き	南千住8-5-5	3803-2583	105	生後57日～	7:15～18:15 生後57日～	18:15～19:15	25	○	★
	14 汐 こ ども 入 園	南千住8-9-3	3801-7285	130	生後57日～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○	▲
	※ 汐こども園については、令和9年度から保育園への移行を予定しており、園名が変更になる予定です。									
15 に じ の 森	南千住8-13-1	6806-7900	162	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○	☆	

地区	保育園名	所在地	電話	定員	保育年齢 (クラス年齢)	11時間保育 対象年齢	延長保育 (標準時間認定)	延長 定員	土曜 保育	運営 形態
荒川	16 おはな保育室	荒川1-37-4	3803-2666	5	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 生後57日～	18:15～19:15	5	×	◆
	17 キッズ あおぞら	荒川2-1-5 2F	6806-6563	75	生後57日～	7:15～18:15 満4か月～	18:15～19:15	15	○	☆
	18 仁風	荒川2-41-1	3891-1634	110	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○	☆
	19 ドン・ボスコ	荒川3-11-1	3801-2334	159	6か月～ ※4月1日の時点で 6か月を迎えている 場合に限る	7:00～18:00 満1歳～	18:00～19:00	36	○	☆
	20 三河島	荒川3-54-1	3807-6781	120	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○	▲
	※ 区立三河島保育園については、今後、段階的に民営化を予定しています。									
	21 タムスわんぱく 保育園 荒川	荒川5-31-7 3～4F	5901-9861	67	1歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	20	○	☆
	22 荒川	荒川5-50-15	3895-6922	96	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○	▲
	※ 区立荒川保育園については、今後、段階的に民営化を予定しています。									
	23 家庭的保育室 みんなののうち	荒川6-65-12	6807-8027	5	3か月 ～2歳児	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	5	×	◆
町屋	24 黒川幼稚舎	荒川7-7-10	3891-1337	57	3歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	19	○	○
	25 " 分園	荒川7-7-8		30	1歳児 ～2歳児					
	26 まなびの森 保育園 町屋	荒川7-41-8	3895-8750	60	生後57日～	7:15～18:15 満6か月～	18:15～19:15	15	○	☆
	27 荒川さつき	荒川8-25-4	3891-4261	110	生後57日～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○	▲
	28 町屋	町屋1-35-9	6807-9221	150	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	35	○	☆
	29 グローバルキッズ 町屋	町屋2-2-15	6807-6307	60	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○	☆
	30 ういず町屋	町屋2-10-3	6458-2063	60	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	15	○	☆
	31 ワタナベ学園	町屋2-15-5	3892-2602	72	2歳児～	7:30～18:30 満1歳～ 但10か月から応相談	18:30～19:30	15	○	○
	32 " 分園	町屋2-17-2 1F		22	3か月～ 1歳児					
	33 上智厚生館	町屋4-9-10	3892-4512	160	2歳児～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	40	○	☆
	34 " 分園	町屋4-14-7		50	生後57日 ～1歳児					
	35 原	町屋5-11-16	3895-8781	105	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○	▲
	36 尾久隣保館	町屋6-28-11	3892-0357	190	生後57日～	7:00～18:00 満1歳～	18:00～19:00	30	○	☆

認可保育園一覧

▲…区立 ★…公設民営 ☆…私立 ◇…小規模保育 ◆…家庭的保育

○…認定こども園

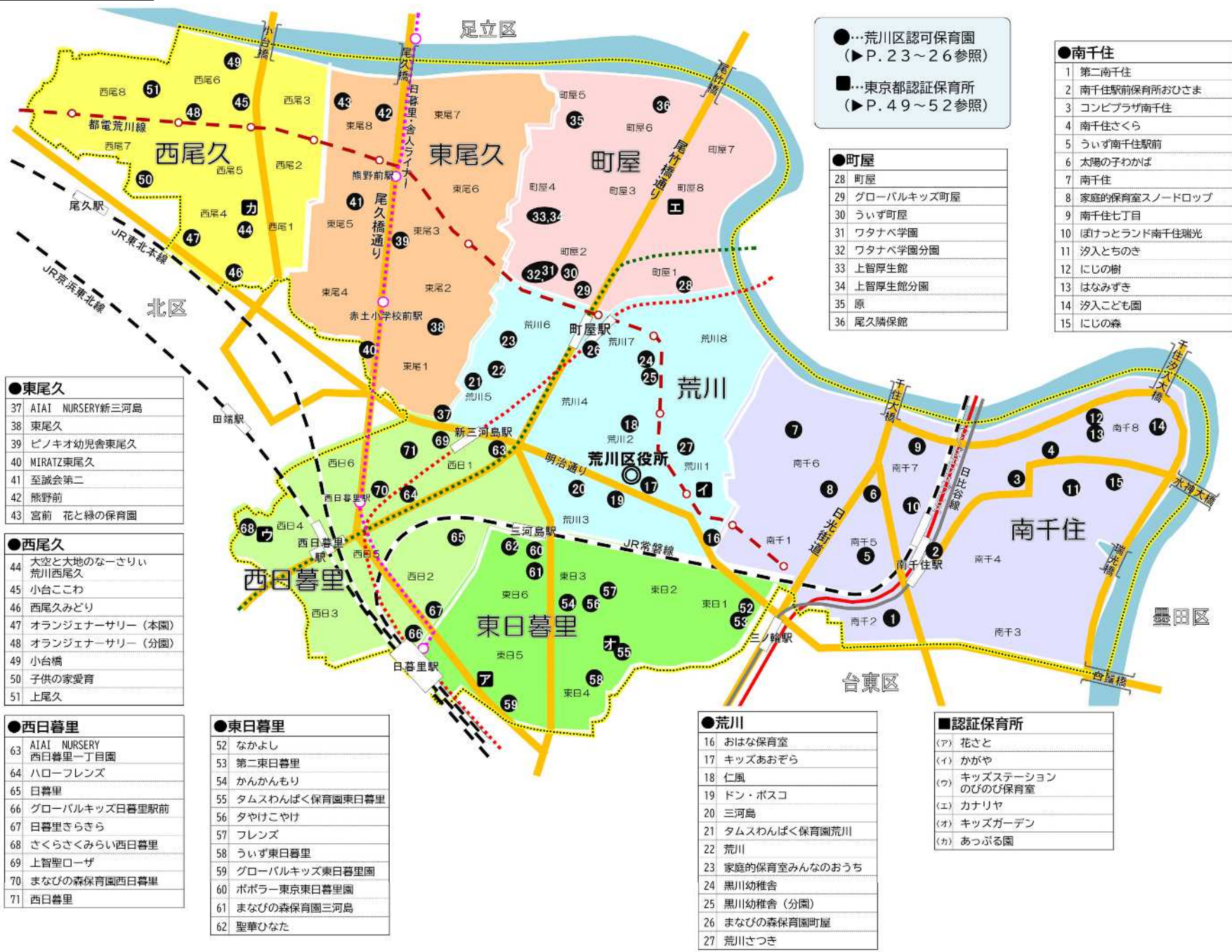
※「満1歳未満児に対する最大11時間保育開始月齢」は、面接等により園が安全に児童をお預かり可能と判断した場合の月齢であり、上記開始月を必ず保証するものではありません。

※2歳児クラスまでの保育園は、2歳児クラスの年度末で卒園になります。

地区	保育園名	所在地	電話	定員	保育年齢 (クラス年齢)	11時間保育 対象年齢	延長保育 (標準時間認定)	延長 定員	土曜 保育	運営 形態
東 尾 久	37 AIAI NURSERY 新 三 河 島	東尾久1-1-4 3F・4F	6240-8010	60	3か月～	7:15～18:15 満3か月～	18:15～19:15	20	○	☆
	38 東 尾 久	東尾久2-28-3	3895-0144	89	1歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	25	○	▲
	※ 区立東尾久保育園については、今後、段階的に民営化を予定しています。									
	39 ビ ノ キ オ 久 幼 児 舎 東 尾 久	東尾久3-27-7 2F	5901-9146	50	生後57日～	7:30～18:30 生後57日～	18:30～19:30	5	○	☆
	40 MIRATZ 東 尾 久	東尾久4-1-13 1F	5855-7420	19	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 満6か月～	18:15～19:15	2	○	◇
	41 至 誠 会 第 二	東尾久5-34-6	3894-8848	160	生後43日～	7:00～18:00 満1歳～	18:00～19:00	30	○	☆
	42 熊 野 前	東尾久8-23-9	3800-7135	104	生後57日～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○	▲
西 尾 久	43 宮 前 花 と 緑 の 保 育 園	東尾久8-45-24	3800-1360	140	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○	☆
	44 大 空 と 大 地 の な ー さ り い 荒 川 西 尾 久	西尾久1-28-10	6240-8370	70	生後57日～	7:15～18:15 生後57日～	18:15～19:15	20	○	☆
	45 小 台 こ こ わ	西尾久3-21-12 水島ビル2F	6807-9960	66	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○	☆
	46 西 尾 久 み ど り	西尾久4-6-19	3894-0491	74	1歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	25	○	▲
	※ 区立西尾久みどり保育園については、今後、段階的に民営化を予定しています。									
	47 オ ラ ン ジ エ ー サ リ ー (本 園)	西尾久4-27-1 ヴェルデ西尾久 1F	6458-2085	40	2歳児～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	5	○	☆
	48 (分 園)	西尾久6-30-16 エスパシオリヨム1F	6807-7563	20	3か月 ～1歳児			3		
※オランジェナーサリー(分園)の土曜保育は、オランジェナーサリー(本園)で実施しています。										
上 尾 久	49 小 台 橋	西尾久6-9-7	6807-7311	154	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	25	○	☆
	50 子 供 の 家 育 愛	西尾久7-26-4	3893-3373	100	8か月～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○	☆
	51 上 尾 久	西尾久8-10-12	3810-2421	100	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	40	○	★
※上尾久保育園は、令和9年度中に改修工事を予定しています。										

地区	保育園名	所在地	電話	定員	保育年齢 (クラス年齢)	11時間保育 対象年齢	延長保育 (標準時間認定)	延長 定員	土曜 保育	運営 形態
東 日 暮 里	52 な か よ し	東日暮里1-17-2	3807-2213	46	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○	☆
	53 第 二 東 日 暮 里	東日暮里1-17-21	3807-6483	116	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○	▲
	※ 区立第二東日暮里保育園については、今後、段階的に民営化を予定しています。									
	54 か ん か ん も り	東日暮里3-24-11	3806-7480	12	1歳児 ～2歳児	7:15～18:15	—	—	○	◇
	※ かんかんもり保育園の土曜保育は、系列園のタヤけこやけ保育園で実施しています。									
	55 タムスわんぱく 保育園 東日暮里	東日暮里3-9-10	6806-7670	102	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	20	○	☆
	56 タ や け こ や け	東日暮里3-11-19	3803-6071	148	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	20	○	☆
	57 フ レ ン ズ	東日暮里3-11-26	3806-9733	15	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 生後57日～	—	—	○	◇
	※ フレンズ保育園の土曜保育は、系列園のキッズあおぞら保育園で実施しています。									
	58 う い ず 東 日 暮 里	東日暮里4-11-6	6806-7165	70	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	35	○	☆
西 日 暮 里	59 グローバルキッズ 東 日 暮 里 園	東日暮里5-16-3 リーデンスタワー 1・2F	5811-8633	80	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○	☆
	60 ポ ポ ラ ー 東 京 東 日 暮 里 園	東日暮里6-1-1 アトラスプラザ タワー三河島2F	5615-1040	63	生後57日～	7:30～18:30 生後57日～	18:30～19:30	15	○	☆
	61 ま な び の 森 保 育 園 三 河 島	東日暮里6-2-14 5F	6806-5166	60	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	10	○	☆
	62 聖 華 ひ な た	東日暮里6-28-13	6806-6007	102	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	20	○	☆
	63 AIAI NURSERY 西 日 暮 里 一 丁 目	西日暮里1-1-1 2F	5615-2721	50	3か月～	7:15～18:15 満3か月～	18:15～19:15	15	○	☆
	64 ハ ロ ー フ レ ン ズ	西日暮里1-57-13	6806-7072	13	1歳児 ～2歳児	7:15～18:15	—	—	○	◇
	※ ハローフレンズ保育園の土曜保育は、系列園のキッズあおぞら保育園で実施しています。									
	65 日 暮 里	西日暮里2-2-7	5604-9367	150	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	25	○	☆
	66 グローバルキッズ 日 暮 里 駅 前	西日暮里2-22-1 ステーションプラザ タワー3F	3805-0708	50	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○	☆
	67 日 暮 里 き ら き ら	西日暮里2-30-4 1～4F	5615-5666	50	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○	☆
	68 さくらさくみらい 西 日 暮 里	西日暮里4-10-12	5842-1239	78	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○	☆
	69 上 智 聖 ロ ー ザ	西日暮里6-7-1	3892-6001	102	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○	☆
	70 ま な び の 森 保 育 園 西 日 暮 里	西日暮里6-21-2	5604-9797	60	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	10	○	☆
	71 西 日 暮 里	西日暮里6-25-3	3893-3801	135	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○	▲

荒川区保育園マップ



申込み後の変更

1. 申込み後に状況が変わった

申込み後に家庭状況に変更があった場合は必ずご連絡ください。

- ・入園内定または入園後に申込時と状況が異なっていることが明らかになった場合、内定取消または退園となります。
- ・求職／就労内定から就労に変更になった場合を除き、入園してから保育の必要性の要件を変更することはできません。

要件変更 ⇒ やむを得ない場合を除き、一度退園。再度の申込み。

★変更の可能性がある場合は、必ず事前にご相談をお願いいたします。

2. 申込みの取下げ

保育園に入園する必要がなくなった、区外に転出したなど、申込みを取り下げたい場合は、保育課入園相談係へ電話で連絡後、速やかに窓口もしくは電子申請で「取下届」を提出してください。5月～1月申込みは、申込締切日の3営業日後まで、4月1次申込みは令和8年12月28日(月)まで、4月2次申込みは令和9年2月10日(水)までに連絡してください。なお、取下げた後、再度、保育園への入園を希望する場合は、改めて申込書類を全て提出する必要があります。

の申込み
変更後

3. 内定の取下げ(内定辞退)

内定後の取下げ(内定辞退)も可能です。保育課入園相談係へ電話で連絡後、速やかに窓口もしくは電子申請で「取下届」を提出してください。ただし、以下の点にご注意ください。

- ・内定を取り下げた場合、不承諾通知は発行できません。
- ・同じ年度内に再度、保育園の入園を希望する場合は、利用調整において優先順位が下がることになり、書類も改めて一式を提出していただきます。
- ・4月1次の内定を取り下げた場合、4月2次の申込みはできません。

取下げた園を希望していて入れなかった人など、他の人へ大きな影響があるため、取下げることがないよう検討して申し込んでください。

※転園が内定した場合の取下げはできません。

不承諾になった方

1. 不承諾通知がほしい

入園申込みをして利用調整の結果、不承諾となった場合、保育実施希望期間の初月分のみ「利用調整結果通知(不承諾)」を発行します。

以下の場合には不承諾通知を発行できません。

- ・申込みをしていない
- ・申込書類の有効期間外の場合
- ・申込みの取下げをした場合
- ・内定の取下げをした場合
- ・結果回答予定日以前に区外へ転出した場合
- ・利用調整を実施していない2月、3月

※2, 3月の不承諾通知が必要な方は、1月分の不承諾通知を発行依頼してください。

(不承諾通知には、「2月、3月の入所は実施しておりません。」と記載しています。)

書類の有効期間6か月のうち、初月以外の分の通知の発行を希望する場合は、再交付申請書をご提出ください。(電子申請が利用できます ▶P.8参照)

2. 不承諾になった後

申込書類は6か月間有効となります。不承諾になった場合でも、有効期間内は毎月、利用調整の対象になります。

(例) 5月入園希望申込み → 10月入園まで有効

11月入園希望申込み → 4月入園まで有効(4月申込みの必要はありません)

★有効期間中に、申込み内容に変更が生じた場合や、区外へ転出する場合は、必ず保育課入園相談係に連絡をしてください。

荒川区保育利用調整基準

1. 内定者の決め方

空き枠数を超えた申込みがあったときに、利用調整(審査)を行います。世帯指数の高い方を優先にして、入園の内定者を決定します。

2. 世帯指数とは

保育の必要性を、世帯の状況から客観的に数値化したものです。例えば、保護者が就労している場合、就労の日数と時間で指数が決まります。就労以外でもそれぞれ指数があります。保護者の基準指数に調整指数を合算したものが世帯指数です。

3. 世帯指数の算定方法

▼保護者のそれぞれの基準指数と調整指数を合算します。

$$\text{保護者①基準指数} + \text{保護者②基準指数} + \text{調整指数} = \text{その世帯の合計指数}$$

基準指数…▶ P. 32 参照 調整指数…▶ P. 33 参照

▼死亡・離別等の理由でひとり親世帯の場合は、保護者の指数に指数20を加算し、調整指数を加えて、その世帯の合計指数とします。

$$\text{保護者基準指数} + 20 + \text{調整指数} = \text{その世帯の合計指数}$$

- ・保護者が保育に当たれない要件(類型)(▶ P. 32【表1】参照)が2つ以上ある場合は、原則、主たる要件を基準指数とします。
- ・基準指数類型の居宅外・居宅内労働は、就労実績をもとに基準指数の算定をします。
- ・1か月以上の就労実績が確認できない場合は、就労内定の基準指数とします。
- ・申込後に状況が変わった方は、原則として各月の申込締切日時点(4月1次は12月10日、4月2次は2月10日となります。)を基準とし、指数を決定します。
- ・荒川区民でない場合、荒川区民(転入予定者を含む)の利用調整後2枠以上空きがある場合に利用調整の対象となります。
- ・離婚調停を行わず、単に別居中の場合は、保護者の指数をそれぞれ算出するため、就労証明書等、保育が必要な状況を証明する書類が必要です。
- ・離婚が成立していても、同居している場合は、保護者の指数をそれぞれ算出するため、就労証明書等、保育が必要な状況を証明する書類が必要です。

4. 世帯指数が同じだったとき

同一園で入園希望者の世帯指数が並んだ場合、優先順位の高い方から入園を内定します。(▶ P.34参照)

5. 基準指数【表1】

類型	細目			実施期間	指数
居宅外労働	月 20 日以上	月 160 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態		雇用期間 が終了する 月の末日 まで	20
		月 120 時間以上 160 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態			18
		月 80 時間以上 120 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態			16
	月 16 日以上	月 128 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態			18
		月 96 時間以上 128 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態			16
		月 64 時間以上 96 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態			14
	月 12 日以上	月 96 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態			16
		月 72 時間以上 96 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態			14
		月 48 時間以上 72 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態			12
居宅内労働	月 20 日以上	月 160 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態			20
		月 120 時間以上 160 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態			18
		月 80 時間以上 120 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態			16
	月 16 日以上	月 128 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態		18	
		月 96 時間以上 128 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態		16	
		月 64 時間以上 96 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態		14	
	月 12 日以上	月 96 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態		16	
		月 72 時間以上 96 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態		14	
		月 48 時間以上 72 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態		12	
	内職	月 20 日以上月 80 時間以上(1 日 4 時間以上)月収 5 万 5 千円以上の内職を常態		15	
月 12 日以上月 48 時間以上(1 日 4 時間以上)月収 3 万 5 千円以上の内職を常態		11			
就労内定 または 求職中	月 20 日以上	月 160 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態とする内定		3か月以内	15
		月 80 時間以上 160 時間未満(1 日 4 時間以上 8 時間未満)の就労を常態とする内定			13
	月 16 日以上	月 128 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態とする内定			13
		月 64 時間以上 120 時間未満(1 日 4 時間以上 8 時間未満)の就労を常態とする内定			11
	月 12 日以上	月 96 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態とする内定			11
		月 48 時間以上 96 時間未満(1 日 4 時間以上 8 時間未満)の就労を常態とする内定			9
	求職のため日中の外出を常態		8		
・就労時間には休憩時間を含む。					
・育児短時間就労を取得中または取得予定の場合でも、正規の就労時間を基に基準指数を算定する。					
就学・技能 習得 (※1)	・学校教育法に定める学校等、国・都・市町村設置の職業訓練施設等で就職又は事業開始に必要な技能習得 中で昼間、外出を常態としている場合 ・就職または事業開始に必要な技能習得中で昼間、外出を常態としている場合			必要としな くなった月 の末日まで	16
	語学習得のための各種専門学校等に通学している場合				10
※1 就学・技能習得のため現に保育に当たることができない場合で、原則として昼間(保育園開園時間中)月 12 日以上、1 日 4 時間以上の通学・通 所を要するものをいう。					
妊娠・出産	出産前後で休養を要するために保育が困難な場合			5か月以内	12
疾病・ 心身障がい 等	疾病	入院		必要としな くなった月 の末日まで	20
		在宅	寝たきり		20
			精神性疾患・感染性疾患		20
			一般療養		16
	心身障がい等	身障手帳(身体障害者手帳)1級・2級 愛の手帳(東京都療育手帳)1度・2度・3度			20
		身障手帳(身体障害者手帳)3級 愛の手帳(東京都療育手帳)4度			16
身障手帳(身体障害者手帳)4級		12			
介護	付添い介護	通院・通所等で週3日以上介護			16
	自宅療養	居宅内での寝たきり高齢者・重度心身障がい者等の常時介護			20
		上記以外			14
災 害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に欠ける場合				20
両親不存在	死亡・行方不明・拘禁等				20

- ・基準指数の表に掲げるものの外、明らかに保育が必要と認められる場合は、該当案件ごとに基準指数を算定する。
- ・居宅内労働とは、自営等で自宅で勤務していることです。

6. 調整指数

減算指数			加算指数		
個人	就労先（仕事場）に申込児を同伴している場合（ただし、就労実績およびそれに伴う収入の証明がある場合を除く。）	-1	個人	生活保護世帯で収入の拡大につながる就労等（※4）の場合	4
個人	居宅内自営で協力的な仕事（※2）の場合（就労内定も含む）	-1	個人	ひとり親世帯（死亡・離婚・未婚・拘禁など）の場合	4
世帯	同居またはそれに準ずる祖父母（65歳未満）が無職で申込児の補完的な保育を行うことができる場合（※3）	-6	個人	月20日以上1日6時間以上の就労を常態とする就労内定のうち正社員（※5）として内定している場合	2
世帯	区外在住者（区内在勤）	-4	世帯	育児・介護休業法に基づく育児休業を2年以上取得することにより一時退園し、育児休業明けに再入園する場合	4
世帯	区外在住者（区外在勤）	-8	世帯	入所の時点で育児・介護休業法に基づく育児休業またはそれに準ずる制度等を2年以上利用している場合（※6）	2
世帯	在園児または卒園児が正当な理由なく過去6か月分以上の保育料を滞納している場合	-20	世帯	申込児以外のきょうだいが入園希望園に在園中（卒園予定児を除く）の場合	2
			世帯	申込児が年齢上限のある認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育を卒園する際の申込み（入園後も育児休業を継続する世帯を含む） （注）4月入所申込みのみ適用	4
			世帯	児童福祉の観点から配慮を要する場合	4

利用調整

・個人、世帯の区分について、個人は保護者のうち該当者を調整し、世帯は保護者全員の合計指数を調整します。

・表中の文言は次の定義によります。

※2…協力的な仕事とは、就労時間の拘束性や給与の支給水準などから仕事の実態を総合的に勘案し、仕事への専念度が中心者よりも低いと判断される場合をいう。

※3…同居の祖父母の方（65歳未満）が就労（週3日、1日4時間以上）、疾病・介護等で補完的な保育ができない場合、就労証明書等の提出により減算しない。

※4…就労等とは、居宅外労働、居宅内労働、就労内定・求職中、就学・技能習得の状態をいう。

※5…正社員とは、雇用期間の定めが無く、長期雇用を前提とした雇用契約を結ぶ場合をいう。

※6…起算日は加算対象児童の誕生日とし、申込締切日時点で育児休業中である場合は当該育児休業が入所月まで引き続くものとして算定する。

・児童虐待によりこどもの生命に危険がある場合や、同一世帯のきょうだいに障がいがある児童、医療的ケア児等、特に必要と認める場合は状況に応じて加算を行うことがあります。

7. 同一指数となった場合の優先順位【表2】

順位	内 容
1	危険性・緊急性が高く特に配慮が必要な世帯
2	きょうだいが入園希望園に在園（卒園児除く）している
3	申込児が年齢上限のある認可保育園、小規模保育、家庭的保育、認証保育所、家庭福祉員を卒園する際の申込み（入所後も育休を継続する世帯含む）
4	両親不存在
5	ひとり親世帯
6	生活保護世帯（基準指数の類型が居宅外労働、居宅内労働、就労内定・求職中、就学・技能習得の場合）
7	基準指数の類型が疾病・心身障がい等、介護、災害で配慮が必要な世帯
8	区内の認可保育園（私立・公設民営）、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、認証保育所、家庭福祉員で就労（内定含む）している、または産休（育休）復帰する
9	きょうだい同時申込み
10	申込児を有償で認証保育所、保育ママ、ベビーシッター、その他の認可外保育施設、職場内託児所に預けて就労中
11	①申込締切日までに就労開始または育休（産休）復帰している（転園を含む） ※以降、入所日まで就労を継続するものとする ②申込児を有償で認可外保育施設に預けて就労中だが、受託証明書の提出がない
12	①入所後1か月以内に育休復帰する ②産後休暇明けに職場復帰する
13	1～12のいずれにも該当しない場合（就労内定・求職・その他）
14	【表3】の項目1に該当する項目がある場合（優先順位8～13の世帯に適用）

※複数の項目に該当する場合は、一番高い順位の項目が適用されます。

8. 優先順位【表2】が同じだったとき【表3】

	内 容
1	下記のいずれにも該当しない方 ①同一年度内の入所内定で、内定辞退をしている ②就労証明書、給与明細書等で3か月の就労実績が確認できない ③就労時間と就労実績に整合性がない ④入所後、新しく生まれた子のために育児休業を取得する ただし、出産予定日が入所希望月からみて妊娠・出産要件の範囲内、かつ、入所時の誓約・同意内容（産後復帰・育休復帰等）を遵守している場合 ⑤育児休業給付金支給決定通知書の提出がない（申請中等で通知が発行されていない場合は「雇用保険被保険者証」、「育児休業給付金支給申請書」等の写しでも可） ⑥受託証明書と就労証明書の内容に整合性がない、また、受託先の確認が取れない ⑦所得証明書類の提出がない（区市町村民税未申告を含む） ⑧追加書類の提出期限を守っていない ⑨年齢上限のある認可保育園、小規模保育、家庭的保育、認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育の卒園に伴う申請で、入所後1か月以内に育休復帰しない ⑩みなし育児休業に該当する 詳細はP.13「5 出産・育児に伴い休業している、育児休業を取得できず休職している場合」をご参照ください。 ①～⑩で該当項目がある場合 表2の優先順位が1～7の世帯……同じ順位で並んだ場合、該当する項目に応じて優先度が下がります。 表2の優先順位が8～13の世帯……表2の優先順位を14とした上で、当初の優先順位や該当する項目に応じて優先度が下がります。
2	複数園希望（新規入園の申込みのみ）
3	保育料の階層（階層が低い方が優先となります）
4	区民歴が長い（保護者のうち、継続した区民歴が長い方を基準とします）
5	申込児に障がいがある（各種障がいに関わる手帳や福祉サービス受給者証等の提出が必要です）
6	その他家庭状況（保育料の滞納の有無など）

荒川区外から荒川区の認可保育園への入園申込み

1. 荒川区へ転入する予定がある場合

荒川区へ転入(住民票を移す)の予定があり、住所を移せることを証明する書類を提出できる方は、荒川区民と同じ条件で保育園入園に係る利用調整をすることができます。以下の内容をご確認のうえ、お申込みください。

転入予定のある方の認可保育園申込みは、荒川区保育課へ直接お申込みください。お住まいの自治体を経由する必要はありません。

ア 申込み～入園までの流れ【利用調整で内定となる場合の例】

- ① 荒川区へ直接申込み(仮申込み) ② 利用調整 ③ 内定 ④ 面接・健診
- ⑤ 転入手続 ⑥ 転入手続き後、荒川区保育課に連絡 ⑦ 入園決定 ⑧ 入園

イ 申込み手続について

① 申込みできる方

荒川区に転入予定がある方で住民票を移す前に申込みができるのは次の条件を全て満たす場合です。満たさない方は荒川区に住民票を移した後に申込みをしてください。

(ア)入園する月の初日までに荒川区内に住民票を移すことができる。

(イ)申込み時に荒川区へ住所を移すことが証明できる書類のコピーを提出できる。

② 具体的な手続内容

(ア)直接荒川区保育課にお申込みください。(仮申込み)

(イ)申込みは荒川区の定めた様式等により行います。

(ウ)入園する月の初日までに転入手続きをし、転入手続き完了後、荒川区保育課入園相談係まで電話にてご連絡をお願いします。転入が確認できた場合は、仮申込みの内容を本申込みとして取り扱います。

【内定した場合】

入園前に、内定した保育園と日程調整のうえ、指定する日時に面接と健康診断を受ける必要があります。

【不承諾の場合】

荒川区では入園申込みの有効期間を6か月としており、その間は引き続き利用調整の対象となります。

※転入後、転入する前にお住まいの自治体の認可保育園に継続して通うことを希望する場合

荒川区に転入後も、荒川区民として以前にお住まいの自治体の認可保育園に継続して通う場合、荒川区保育課において改めて手続き(「入所換え」といいます)が必要となります。

(区民事務所等では受付できません)

お住まいの自治体から転出後の継続在園の可否、在園できる期間および条件等は各自治体により異なります。必ず事前にお住まいの自治体にご確認ください。

ウ 申込みに必要な書類(▶詳細はP.16～20参照)※現住所でご記入ください。

- ① 保育所入所申込書
- ② 教育・保育給付認定申請書
- ③ 重要事項確認書兼同意書
- ④ 申込児童の健康状況等について
- ⑤ 保育が必要な状況を証明する書類(就労証明書等、父母それぞれ必要です)
- ⑥ 転入誓約書
- ⑦ 荒川区へ住所を移すことが証明できる書類の写し
 - ・賃貸契約書、売買契約書等が該当します。
 - ・申込締切日までの契約締結が必要なため、契約締結日は申込締切日までの日付となっている必要があります。
 - (4月1次申込みについては、P.4～5をご確認ください。)
 - ・入居日、引き渡し日は入園する月の初日までになっている必要があります。
 - ・親戚の家、実家等に入居する場合は不要です。
- ⑧住民税納税通知書または住民税課税(非課税)証明書のコピー

申込月	必要な方	必要書類
令和9年4月～ 令和9年8月	令和8年1月1日現在の 住民登録が荒川区でない方	令和8年度住民税納税通知書 または令和8年度住民税課税(非課税) 証明書
令和9年9月～ 令和10年1月	令和9年1月1日現在の 住民登録が荒川区でない方	令和9年度住民税納税通知書 または令和9年度住民税課税(非課税) 証明書

※上記以外にも該当する方は別途書類が必要になる場合があるので、必ずP.16～20「入園申込みに必要な書類」をご確認ください。

※荒川区へ転入後、65歳未満の祖父母と同居する場合は、利用調整において指数が－6点減点となります。ただし、同居の祖父母の方が就労している際は減点となりませんので、就労している場合は、就労証明書をご提出願います。詳しくはお問い合わせください。

区外からの
申込

2. 荒川区へ転入する予定がない場合

荒川区へ転入（住民票を移す）の予定がない場合、以下のお申込条件および利用調整の条件があります。

なお、条件を満たす方のみが申込みできます。

申込条件		利用調整条件	
クラス年齢	在勤ルール	利用調整ルール	指数の減点
0～3歳児 クラス	申込みの時点で保護者いずれか一方が荒川区内で在勤（働いている）している方のみ申込みできます。	荒川区民（転入予定ありの方を含む）の利用調整後、希望園に2枠以上空きがあります。 （なお、4月入園の場合2次の利用調整から対象です）	荒川区内で在勤している場合は－4点、在勤していない場合は－8点となります。
4、5歳児 クラス	どなたでも申込みできます。		

ア 申込み～入園までの流れ【利用調整で内定となる場合の例】

- ①お住まいの自治体に申込書類を提出（※必要書類・様式は荒川区のもの）
- ②お住まいの自治体から荒川区へ申込書類到達
- ③利用調整 ④内定 ⑤面接・健診 ⑥入園決定 ⑦入園

イ 申込み手続について

- ①お住まいの自治体に申込み書類をご提出ください。
 ※荒川区の締切日の10日前を目安にご提出ください。
 ※申込み書類が期日までに荒川区へ到達した場合でも、書類の不備があった場合等により、希望の月からの入園が難しい場合があります。
- ②申込みは荒川区の定めた様式等により行います。
- ③内定した場合
 入園前に、内定した保育園と日程調整のうえ、指定する日時に面接と健康診断を受ける必要があります。
- ④不承諾の場合
 荒川区では入園申込みの有効期間を6か月としており、その間は引き続き利用調整の対象となります。

3. 申込み児童の健康状況に気になることがある・現在特別支援の対応をしている場合

- ア 荒川区では、集団生活の中で特別な配慮が必要なお子さんについて、お子さんの健全な成長および発達を促すことを目的とした特別支援児保育の制度があります。
- イ 発達に心配があるお子さん・すでに障がい等の診断をされているお子さん・在園中の保育園で疾病等の状況によりクラス担任以外の補助的な大人がついている場合は、荒川区での特別支援児保育の実施のため、以下のとおり保育コンシェルジュによる事前面談を必ず行ってください。
- ウ 面談は、入園申込みの前に、電話等で保育コンシェルジュへの相談予約をお取りいただき、お子さんを同伴の上、荒川区役所2階保育課入園相談係の窓口までお越しください。その際、お子さんの様子を聞きとるだけでなく、直接関わらせていただく場合があります。

4. 育児休業を継続する予定がある場合の特例

現在（転入前に）お住まいの自治体で上の子のみ認可保育園に預けており、下の子の育児休業中で、荒川区へ転入後も育児休業の継続を希望する場合は、利用調整において両親ともに「求職中」と同等の指数として取り扱います。

※認可保育園に預けている場合のみが該当します。認可外保育施設は該当しません。

※入園月まで切れ目なく継続して認可保育園に在籍している場合のみ該当します。すでに退園されている場合は該当しません。この特例に該当して申込み後、荒川区の認可保育園入園が不承諾となってしまった際には、転入前に通っている保育園の在園の継続のため荒川区保育課へ継続入園の手続きを必ず行ってください。

荒川区から荒川区外の認可保育園への入園申込み

1. 荒川区外へ転出予定がある方

ア 申込み先

転出先自治体の保育担当課

※詳細については転出先自治体へお問い合わせください。

※転出先自治体によっては、荒川区経由で申込みようご案内される場合がありますが、荒川区では転出予定のある方には転出先への直接申込みをお願いしておりますので、その旨をお伝えください。

イ 申込み期限

申込み期限は自治体や申込み入園希望月などによって異なります。詳細については、転出先自治体にお問い合わせください。

ウ 申込み書類

必要書類や様式は自治体によって異なります。必ず事前に転出先自治体にお問い合わせください。

エ 転出後の手続き

- ①荒川区から転出後は速やかに転出先自治体への転入の届出と、転出先自治体の住民としての申込みが改めて必要です。転出先自治体で手続きを行わない場合、内定が取消しとなることがあります。詳細については転出先自治体にお問い合わせください。
- ②荒川区の保育園に通っており、転出先自治体の保育園に通うことが決まった方は、速やかに荒川区へ「保育実施解除申請書（退園届）」をご提出ください。

※転出後も荒川区の認可保育園に継続して通うことを希望する場合

- ① 転出月の月末付けの退園届
(荒川区民としては退園となります。お通りの保育園又は荒川区保育課にご提出ください。)
- ② 転出先自治体において手続き（「入所換え」といいます）が必要となります。
必ず転出月の月末までに転出先自治体の保育担当課へお申し込みください。
以上の手続きのお申し出がない場合、引き続きご利用できなくなる可能性があります。
在園できる期間や条件などは以下のとおりです。
(ア) 令和9年度に3～5歳クラスに在園中の児童は卒園するまで。
(イ) 令和9年度に0～2歳クラスに在園中の児童は、同年度3月31日まで。
(ウ) 令和9年度に0～2歳クラスに在園中であって、保護者どちらかが荒川区に
現在に勤中の方は卒園まで。在勤中でなくなった場合はその年度内のみ。

区外からの
申込み

2. 荒川区外へ転出予定がない方

入園を希望する保育園のある自治体の保育担当課へ申込み方法、申込み書類や手続きの流れをお問合せください。申込み書類は申込先の自治体の締切日の10日前を目安に荒川区保育課へ提出してください。

※申込みの流れ例

- ① 荒川区に申込み書類を提出 ※必要書類・様式は申込先の自治体のもの
- ② 荒川区から申込先自治体へ申込み書類送付
- ③ 申込み先自治体にて利用調整
- ④ 以降の流れは申込み先自治体によって異なります。

入園後について

1. 保育園に在園できる期間(保育の実施期間)

保育園に在園できる期間(保育の実施期間)は、保護者の状況により異なります。

2. 退園になるケース

以下の場合には退園になります。

保育の必要性・認定に関する事情	保育の必要性の認定に該当しなくなった
	家庭での保育が可能になった
	荒川区外へ転出した
	妊娠・出産要件で入園し、認定期間が満了になった
就労・育児休業等に関する事情	入園申込み中に育児休業中または、みなし育児休業に該当する方で、入園後1か月以内に職場復帰できない
	入園申込み中に育児休業中または、みなし育児休業に該当する方で、入園後申込時と異なる就労時間・就労日数で復職した
	就労要件で入園し、入園後に自己都合で仕事を変えた。または、就労日数や時間を減らした (▶P41、4「入園後に転職する場合の注意事項」参照)
	就労内定で入園し、3か月以内に入園申込み時と同条件の就労ができていない
	求職要件で入園し、3か月以内に月12日以上・1日4時間以上の就労を開始できない
	上のお子さんが在園中で、下のお子さんを出産し、下のお子さんが満2歳になった年の年度末の翌月を超えて育児休業を取得した
	(育児休業を取得できない場合)出産に伴い、下のお子さんが満1歳になった年の年度末の翌月を超えて休職した
登園状況に関する事情	在園しているお子さんが2か月を超えて登園していない
その他	入園申込書類(就労証明書等)の虚偽が確認された場合

つ入園後に
いて

3. 入園後に妊娠がわかった場合

新たに生まれた下のお子さんの育児のために休業する場合、すでに保育園に通っているお子さんについては、ご家庭での保育ができる状況となるため、保育の必要性はなくなり、原則として退園になります。

ただし、特例として以下の通り、育児休業中も継続して保育園に通うことができます。

●勤務先の育児休業制度を利用する場合(会社員等)

下のお子さんが2歳になった年度末の翌月までは、育児休業中でも上のお子さんは保育園に通うことができます。

●育児休業制度が利用できず育児のための休業をする場合(自営業、パート等)

下のお子さんが1歳になった年度末の翌月までは、休業中でも上のお子さんは保育園に通うことができます。

※入園後に妊娠がわかり、妊娠・出産要件に該当しない場合になります

(妊娠・出産要件に該当する場合 ▶P.14、8参照)

※育児休業中は短時間認定となります。

4. 入園後に転職する場合の注意事項

① 入園初年度に転職する場合

- ・利用調整時と異なる就労条件で転職すると、原則退園になります。
- ・ただし、退職後、1か月以内に同じ就労条件以上(同一指数以上)で転職する場合は問題ありません。
- ・会社都合等で退職せざるを得なくなった場合は、保育課入園相談係までご相談ください。

【育児休業中の方】は以下の条件にご注意ください

育児休業後は、元の職場に復職し、最低1か月はその職場で就労する必要があります。元の職場に復帰しないで転職した場合は、退園になります。復職後1か月を過ぎたら転職可能になりますが、離職後1か月以内に同じ就労条件以上(同一指数以上)で就労開始する必要があります。

② 入園の翌年度以降に転職する場合

- ・離職した日の翌月から求職要件で、3か月の期間保育となるため、3か月以内に就労を開始する必要があります。
- ・転職後の就労条件も、月12日かつ1日4時間以上であることが必要です。
- ・きょうだいで上の子が1年以上在園していて、下の子が新たに入園した場合には、下の子を基準とし「入園初年度」の転職条件が適用されます。

5. 入園後に家庭の状況が変わった場合

以下のような場合は、必ず保育課入園相談係、または、通っている保育園に連絡し、速やかに必要書類を提出してください。

変更事項	必要書類
区外へ転出するとき	保育実施解除申請書(退園届) ※退園予定月の20日までに提出
区内で転居したとき	住所変更届
就労先や就労時間が変わったとき	①教育・保育給付認定変更申請書 ②就労証明書 ③開業届や営業許可証など(※自営業の場合のみ)
育児休業を取得したとき	①教育・保育給付認定変更申請書 ②就労証明書
産後休暇または育児休業から 職場復帰したとき	職場復帰証明書
退職し、求職活動をするとき	①教育・保育給付認定変更申請書 ②求職活動状況申告書
妊娠・出産したとき	①教育・保育給付認定変更申請書 ②母子手帳 (表紙と分娩予定日が記入されているページのコピー)
離婚したとき	①教育・保育給付認定変更申請書 ②戸籍謄本のコピー
結婚したとき	①教育・保育給付認定変更申請書 ②配偶者の就労証明書など

※転職する場合のルールは
「P.41:入園後に転職する
場合の注意事項」を必ずご
確認ください。

◆上記のような「保育の必要性の認定事由等」に変更が生じた場合は、変更後に改めて「教育・保育給付認定変更決定通知書」を交付します。新しい認定証が届きましたら、古いものは破棄してください。

◆保育の必要性の認定変更を申請した場合、申請があった月の翌月から変更を適用します。ただし、月の初日に申請した場合のみ、申請月から変更を適用します。

ご家庭で保育ができない状況を確認するために、年1回「教育・保育給付認定現況届」と「就労証明書」等を提出していただきます。また、その他必要に応じて、保育課入園相談係で調査しますので、ご協力をお願いいたします。

つ入
園後
に

保育時間

保育時間には、標準時間と短時間があり、認定の内容により決定されます。

認定された時間＝実際の保育時間、ではありません。

実際の保育時間は、認定された保育時間の範囲内で、就労証明書をもとに保護者の就労時間、通勤時間等の状況に応じて、保育園と保護者との協議の上、決定します。

1. 標準時間認定について(11時間保育)

●保育標準時間(11時間保育)

7:00 ~ 18:00	} 各園により時間が異なります (▶P. 23～26参照)
7:15 ~ 18:15	
7:30 ~ 18:30	

満1歳未満のお子さんの保育時間

- ・満1歳未満のお子さんの11時間保育の開始月齢は、園によって異なります。
- ・0歳児クラスで11時間保育を希望される方は、必ず各園の開始月齢をご確認ください。
- ・11時間保育開始月齢までの保育時間は、8:30～17:00の範囲内となります。

2. 短時間認定について

●保育短時間(8時間保育)

9:00 ~ 17:00

- ・求職、疾病要件、育児休業中は、短時間保育になります。
- ・就労要件の場合でも、就労時間や通勤時間によって、短時間の認定になることがあります。

3. 土曜日保育

土曜日保育が利用できるのは、原則として保護者全員が土曜日に就労している場合のみです。

- 臨時で土曜日保育が必要な場合 ⇒ 土曜日保育専用就労証明書(保護者全員分)の提出が必要
(証明書の用紙は各園にあります)

土曜日保育の注意事項

おはな保育室、家庭的保育室みんなのおうち ⇒ 実施なし
オレンジナーサリー(分園) ⇒ オレンジナーサリー(本園)で実施
かんかんもり保育園 ⇒ タヤけこやけ保育園(系列園)で実施
フレンズ保育園、ハローフレンズ保育園 ⇒ キッズあおぞら保育園(系列園)で実施

4. 延長保育

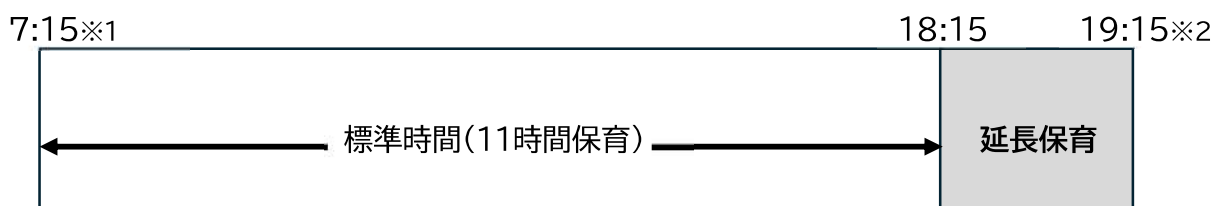
標準時間の終了時間以降にも、**継続的**にお子さんの保育時間を延長したい場合に利用できます。短時間認定の場合は利用できません。

区立・公設民営の保育園	
対象児童	原則、満1歳以上
利用時間	実施園による(▶P. 23～26参照)
必要書類	・延長保育申込書 ・就労証明書
申込み期間	開始希望月の前月20日まで
申込み先	各保育園
利用料	延長保育料 がかかります 料金は市区町村民税所得割額に基づく階層により決定します(▶P. 47～48参照) 荒川区が保護者に請求します

私立保育園・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業
条件や時間・利用料の設定は、各保育園で定めています。 各保育園に直接お問合せください。

延長保育の注意事項

- ・延長保育希望者が定員を超えた場合は、利用できないことがあります。
- ・定員に空きがある場合でも、就労日数・時間等により利用が認められないことがあります。
- ・転園の場合、転園先の保育園で改めて申込みが必要です。



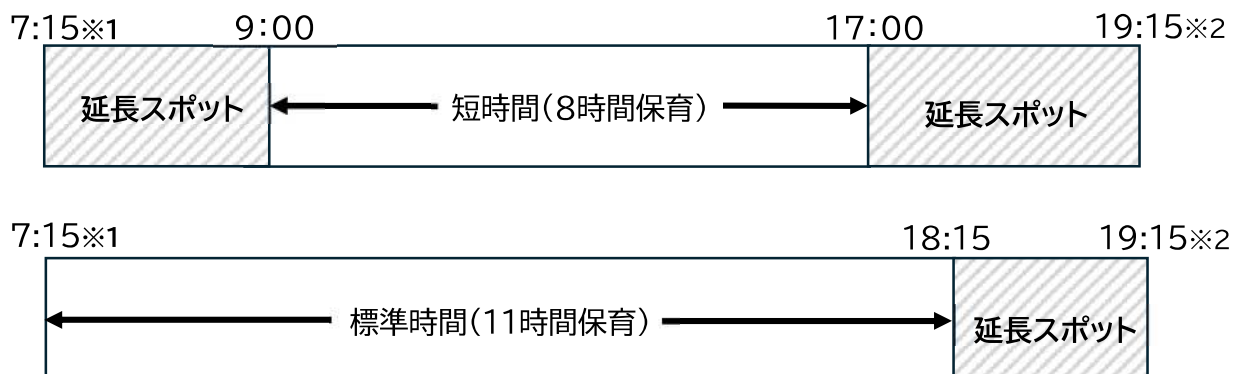
※1、※2は各保育園の開園時間によります

5. 延長スポット保育

認定時間の開始時間前、または終了時間以降に、**臨時的**にお子さんの保育時間を延長したい場合に利用できます。短時間認定でも可能ですが、定員があるため利用できないことがあります。

区立・公設民営の保育園	
対象児童	原則、満1歳以上
利用時間	月～金曜日までの開園時間
利用日数	月8回まで (同じ日に朝・夕利用の場合は、合わせて1回となります)
申込み方法	各園にお申込みください
利用料金	階層区分に関係なく 30分ごとに400円 の料金がかかります
支払い方法	保育園から納入通知書を渡しますので 金融機関の窓口でお支払いください (公設民営保育園は各園の指定する方法でお支払いください) 支払いを確認できない場合は、次回の利用ができません

私立保育園・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業
条件や時間・利用料の設定は、各保育園で定めています。 各保育園に直接お問合せください。



※1、※2は各保育園の開園時間によります

保育料

令和7年9月1日から、0歳～2歳までの第1子の認可保育園保育料の無償化が実施されました。これにより、荒川区の認可保育園を利用する全ての世帯を対象に、保育料が無償となりました。ただし、延長保育および延長スポット保育の利用料については無償化対象外となっています。

1. 階層区分について

利用調整、延長保育料の決定、運営費の算定を行うために、階層区分を判定します。区立保育園・公設民営保育園の延長保育料は、この階層に応じて決定します。

階層区分…住民税のうち区市町村民税所得割額に基づき決定される区分

保護者①の区市町村民税所得割額 + 保護者②の区市町村民税所得割額
= 世帯の区市町村民税所得割額 ⇒ 階層区分

(例)世帯の区市町村民税所得割額=180,000 円の場合、階層区分は D12になる(▶P. 48参照)

※住宅借入金等特別控除、ふるさと納税等の寄付金控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除は適用されません

2. 階層算定の基礎となる区市町村民税対象年度

階層の算定基礎となる区市町村民税の対象年度は以下のとおりです。

階層算定の対象期間	階層算定の基礎となる区市町村民税の年度
令和9年4月～令和9年8月	令和8年度分の区市町村民税額
令和9年9月～令和10年3月	令和9年度分の区市町村民税額

※年度途中で申告内容を修正するなど、区市町村民税額が変更になった場合は、階層が変わる可能性があるため、保育課入園相談係までお問い合わせください。

・祖父母等親族と同居の世帯の方

保護者全員が区市町村民税非課税の場合、同居している祖父母等がいれば、祖父母等のうち区市町村民税が高い方の税額で保育料(階層)を決定します。

・過去1～2年の間に荒川区に転入された方

荒川区で課税されていない方の住民税情報は、マイナンバー制度における情報連携により、荒川区で確認します。ただし、情報連携で確認できない場合、課税(非課税)証明書等の提出を求めることがあります。

・海外就労の期間がある方

保護者が海外就労等で区市町村民税の課税対象外である場合は、海外での収入に応じて保育料(階層)を決定します。収入申告書を保育課入園相談係へご提出ください。

3. 延長保育料・延長スポット保育料の料金設定と納付方法

区分	延長保育料		延長スポット保育料	
	料金設定	納付方法	料金設定	納付方法
区立保育園	荒川区	荒川区へ納付 ・口座振替 ・納付書	荒川区	荒川区へ納付 ・納付書のみ
公設民営保育園				各保育園に納付 (納付方法は園による)
私立保育園 認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業	各保育園で料金を設定し、各保育園に納付 (詳細は各園にお問合せください。)			

【区立保育園・公設民営保育園の場合】

- ・延長保育料は、1か月単位でかかります。日割りではないので、月途中で退園しても、1か月分の延長保育料がかかります。
- ・口座振替をご希望の方は、WEBで口座登録ができます。ご希望の金融機関がWEBでの口座登録に対応していない場合は、「荒川区保育園保育料口座振替(自動支払)依頼書」を記入し、ご利用の金融機関で手続きをしてください。依頼書は区役所保育課または保育園にあります。すでに上の子が在園しており、同じ口座で振替希望の場合も、再度手続きが必要です。
- ・金融機関での手続き後、口座振替が開始されるまで約2か月かかります。手続きが完了するまでは、納付書を送付しますので、お手元に届く間は納付書でお支払いください。(二重払いになることはありません。)
- ・納付書でお支払いの場合、金融機関の窓口でお支払いください。コンビニ収納は対応していません。
- ・延長保育料の納付期限は月末です。(月末が休日の場合は翌日営業日)
- ・正当な理由なく延長保育料を滞納した場合、地方税法の滞納処分の例(給与等の差押え)により対処することがあります。また、長期間、延長保育料を滞納した場合、保育園を退園していただくことがあります。
- ・延長スポット保育料については、P. 45「5. 延長スポット保育」を参照してください。



スマホでかんたん口座登録

区立保育園・
公設民営保育園
のみ対象です

※私立保育園は取り扱っていませんので、ご注意ください。

https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a031/kenkouhoken/kokuho/web_koza.html

延長保育料のお支払いに
便利です！

4. 給食費

全てのクラスで、給食費の負担はありません。

- ①0～2歳児クラス
0～2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれています。令和7年9月以降、保育料無償化に伴い、給食費の負担はありません。
- ②3～5歳児クラス
幼児教育・保育の無償化に伴い、国の方針により、給食費は実費徴収することとされています。しかし、荒川区においては、独自の公費負担により徴収しません。

5. 階層および延長保育料(月額)

※以下の延長保育料については、区立および公設民営保育園のものです。私立保育園・認定こども園の延長保育料については、それぞれの延長保育実施園で定めています。直接保育園へお問合せください。

【単位:円／月額】

所得等の状況			階層 区分	区立・公設民営保育園 延長保育料		
				0～2 歳児 クラス	3 歳児 クラス	4・5 歳児 クラス
生活保護			A	0	0	0
住民税非課税			B	0	0	0
住民税均等割額			C	600	600	600
区市町村民税所得割額 合計額	1 ～ 4,999		D1			
	5,000 ～ 22,699		D2			
	22,700 ～ 50,399		D3	900	900	900
	50,400 ～ 58,799		D4			
	58,800 ～ 66,599		D5			
	66,600 ～ 84,599		D6	1,500	1,300	1,300
	84,600 ～ 102,599		D7	1,900		
	102,600 ～ 120,599		D8	2,100		
	120,600 ～ 138,599		D9	2,300	1,500	1,500
	138,600 ～ 156,599		D10	2,500	1,700	1,600
	156,600 ～ 174,599		D11	2,700	1,800	1,800
	174,600 ～ 192,599		D12	2,900	1,900	
	192,600 ～ 210,599		D13	3,100	2,000	
	210,600 ～ 228,599		D14	3,200	2,100	
	228,600 ～ 246,599		D15	3,400	2,200	
	246,600 ～ 255,599		D16	3,500		
	255,600 ～ 264,599		D17	3,700		
	264,600 ～ 273,599		D18	3,800		
	273,600 ～ 282,599		D19	4,000		
	282,600 ～ 327,599		D20	4,300		
	327,600 ～ 372,599		D21	4,800		
	372,600 ～ 417,599		D22	5,300		
	417,600 ～ 478,399		D23	5,700		
	478,400 ～ 539,199		D24	6,100	2,400	1,900
	539,200 ～ 599,999		D25	6,500	2,500	2,000
	600,000 ～		D26	6,800	2,700	2,100

東京都認証保育所

問合せ 保育課保育管理係
電話 03-3802-3111
内線 3822・3845

○認証保育所は、東京都が定める一定の設置基準を満たした、東京都の認証を受けた施設です。

○認証保育所には、以下の二つの種類があります。

A型 … 主に駅前に設置されている保育所

B型 … 小規模で家庭的な保育所で、0～2歳児までの児童が対象です。

○保育の要件（一般保育）

- ・原則として都内在住
- ・月に120時間以上の保育を必要とすること（A型のみ）

○認証保育所の空き状況等は直接施設へお問い合わせください。

また、区のHPでも毎月お知らせしています。

○0～2歳児については、荒川区内に住民票がある場合、出生順を問わず、原則保育料は無償となります。

○3歳～5歳児については、要件を満たしている世帯には補助金が出ます。詳細はお問い合わせください。

東京都認証保育所 A型(1園)※入所の申込みや詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

地図	施設名	定員	所在地・最寄駅	保育年齢	保育時間
(ア)	花さと保育園 H17年4月1日設置 Animo Plus(株) 5850-5838	30	東日暮里5-42-10 日暮里アインスタワー203 (JR線 京成線、 日暮里・舎人ライナー 日暮里駅徒歩5分)	6か月～就学前	月～土 7:00～20:00

東京都認証保育所 B型(5園) ※入所の申込みや詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

地図	施設名	定員	所在地・最寄駅	受入年齢	保育時間
(イ)	かがや保育園 H14年4月1日設置 一般社団法人 北翔会 3806-0623	18	荒川1-17-3 (都電荒川線荒川区役所前駅 徒歩2分)	3か月～2歳児	月～土 8:30～17:00 延長保育 7:00～8:30 17:00～20:30 ※土曜は応相談

※内容は令和8年9月1日時点のものです。変更する場合がありますので各施設に直接ご確認ください。

施設名	入園料	年齢	保育料			給食費	時間外	一時保育
花さと保育園	¥30,000		週4日(10~13H)	週5日(8~13H)	週6日(7~13H)	保育料に含む	0歳: ¥500/1時間 1~2歳: ¥450/1時間 3歳~: ¥400/1時間	登録料 ¥5,000 ¥1,100/1時間 (但し2時間より) 食事代 ¥400 おやつ代¥200
		0歳	¥55,000~71,800	¥55,000~90,000	¥57,800~108,200			
		1歳	¥54,000~70,800	¥54,000~89,000	¥56,800~107,200			
		2歳	¥53,000~69,800	¥53,000~88,000	¥55,800~106,200			
		3歳~	¥52,000~68,800	¥52,000~87,000	¥54,800~105,200			

※内容は令和8年9月1日時点のものです。変更する場合がありますので各施設に直接ご確認ください。

施設名	入園料	年齢	保育料			給食費	時間外	一時保育
かがや保育園	¥35,000		週5日		週6日	保育料に含む	月額¥2,500 ※15分毎 臨時 ¥15 ※1分毎	¥6,500/1日 ¥1,000/1時間 ※他に食事代
		0歳	¥46,000~¥59,000		¥55,000~¥68,000			
		1歳	¥45,000~¥56,000		¥54,000~¥65,000			
		2歳	¥45,000~¥56,000		¥54,000~¥65,000			
		短時間保育 1日4時間	週3日¥24,000	週4日¥28,000	週5日¥32,000			

その他

地図	施設名	定員	所在地・最寄駅	受入年齢	保育時間
(ウ)	キッズステーション のびのび保育室 H14年4月1日設置 (株)祐育舎 5814-4871	19	西日暮里4-13-7 グリーンハイツⅡ1階 (JR山手線、京浜東北線、 東京メトロ千代田線 西日暮里駅 徒歩5分)	57日目～2歳児	月～土 8:30～17:30 延長保育 7:00～8:30 17:30～20:30 ※土曜は応相談
(エ)	カナリヤ保育園 H15年4月1日設置 一般社団法人 カナリヤ保育園 3809-2534	19	町屋8-2-11 (東京メトロ千代田線町屋駅、 京成線町屋駅 徒歩8分)	43日目～2歳児	月～土 8:30～17:00 延長保育(月～金) 7:00～8:30 17:00～20:00 ※土曜は応相談
(オ)	キッズガーデン保育園 H15年7月1日設置 (有)キッズガーデン 5850-1551	19	東日暮里3-9-21 日暮里コミュニティ1階 (JR三河島駅 徒歩7分、 JR日暮里駅 徒歩12分)	43日目～2歳児	月～土 8:30～16:30 8:30～17:00 延長保育 7:30～8:30 17:00～20:30 ※土曜は応相談
(カ)	あっぷる園 H18年9月1日設置 (株)リトルキッズ 5692-5577	19	西尾久1-31-14 ハイネストミヤジマ1F (都電荒川線小台駅 徒歩5分、 JR田端駅 徒歩15分)	3か月～2歳児	月～土 7:00～20:00

問合せ 保育課保育管理係
電話 03-3802-3111
内線 3822・3845

※内容は令和8年9月1日時点のものです。変更する場合がありますので各施設に直接ご確認ください。

施設名	入園料	年齢	保育料						給食費	時間外	一時保育	
キッズステーション のびのび保育室	¥50,000		週5日			週6日			保育料に 含む	月額 30分毎 17:30～18:30 ¥5,000 18:30～20:30 ¥6,000 臨時に利用する 場合は ¥300/30分	登録料 ¥5,000 ¥7,000/1日 ¥1,200/1時間 他に食事代	
		0歳	¥56,000～¥60,000			¥61,000～¥71,000						
		1歳	¥54,000～¥58,000			¥60,000～¥73,000						
		2歳	¥54,000～¥58,000			¥60,000～¥73,000						
カナリヤ保育園	¥50,000	0歳	¥66,000			¥76,000			保育料に 含む	※30分毎 月額¥5,000～ (時間帯で異なる) 臨時に利用する 場合は ¥500/30分	登録料 ¥5,000 ¥10,000/1日 ¥1,200/1時間 他に食事代	
		1歳	¥64,000			¥74,000						
		2歳	¥60,000			¥70,000						
キッズガーデン 保育園	¥35,000		週5日			週6日			保育料に 含む	月額 ¥5,000 ※30分毎 臨時に利用する 場合は¥250／ 15分	登録料 ¥5,000 ¥1,000/1時間 他に食事代等	
		0歳	ミルク＋離乳食	¥66,000 (8:30～16:30) ¥69,000 (8:30～17:00)		¥72,000 (8:30～16:30) ¥75,000 (8:30～17:00)						
		1歳 2歳	幼児食	¥60,000 (8:30～16:30) ¥63,000 (8:30～17:00)		¥66,000 (8:30～16:30) ¥69,000 (8:30～17:00)						
あつる園	¥50,000		6時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	保育料に 含む	契約時の申し込 み時間を越えた 場合 ¥350/30分	登録料 ¥5,000 ¥1,200/1時間 食事代 ¥400 おやつ代¥200 離乳期おやつ代 ¥400 補食代¥100
		週5日	¥58,000	¥66,000	¥70,000	¥74,000	¥80,000	¥86,000	¥92,000			
		週6日		¥75,000	¥79,000	¥83,000	¥89,000	¥95,000	¥101,000			
		短時間保育 1日4時間	週3日¥34,000		週4日¥38,000		週5日¥42,000					

家庭福祉員(保育ママ)

問合せ 保育課保育管理係
電話 03-3802-3111 内線 3822

保護者の就労や病気などのため、お子さんの保育を必要とするとき、区が認定した家庭福祉員が、保護者の委託を受けて保育する制度です。少人数保育の特長を生かして、家庭的な環境の中で、お子さんを保育します。

(1)対象者

生後3か月から3歳未満（4月1日現在）の区内在住の健康なお子さん

(2)申込み

母子手帳を持参の上、お子さんと一緒に保育課保育管理係窓口にて申込んでください。

(3)保育日・保育時間等

- ① 保育日 月～金曜日（土曜日の保育は原則として行いません。）
※日曜・国民の祝日に関する法律で定めた休日・年末年始（12月29日から1月3日まで）および家庭福祉員の年次休暇（年間20日間）・夏季休暇（5日間）・弔事休暇を除く。
- ② 保育時間 8時30分～16時30分 または 9時～17時までの8時間
※8時間以上の時間外を希望される場合は家庭福祉員との相談によります。
時間外料金は、30分につき200円となります。
- ③ 昼食 ミルク・離乳食・お弁当・おやつは原則持参となります。
※保育ママが給食提供する場合 1歳児以上 月7,000円（おやつ代含む）
※食物アレルギーなどアレルギー症状のあるお子さんについては給食提供できません。

(4)令和8年9月1日現在の家庭福祉員(保育ママ)の人数

地区	南千住	荒川	東尾久	東日暮里	西日暮里
人数	1名	2名	2名	5名	2名

家庭福祉員(保育ママ)一覧や空き状況等については区のHPに掲載しています。

(5)保育料(月額)

- ① 0歳児 25,000円+教材費500円
 - ② 1～3歳未満児 20,000円+教材費500円
- ・年度当初の4月1日現在の年齢が基準となります。
・認可保育園の無償化に伴い、保育料が減額されます。

(6)保育の契約

内定後、保護者はお子さんと一緒に家庭福祉員の保育室を訪問し、保育条件、保育内容等について話し合ってください。家庭福祉員との話し合いが整った時点で、保護者と家庭福祉員との間で契約を結んでください（この契約は、両者の守るべき事柄の約束事項です。）

※預ける意思がなくなった場合や、連絡先など記載事項に変更があった場合は連絡をお願いします。
※変更等の連絡がない、または連絡が取れない場合は、預ける意思がないものとして取り扱います。

保育園等に在籍するお子さんが、病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）または病気回復期のため保育園等にはまだ登園できないときに、一時的にお子さんをお預かりします。

(1) 実施施設

施設名	対象	定員	所在地	電話番号
上智厚生館保育園 「コスモス室」	病児・病後児	4人	町屋4-9-10	3892-4518(直通) 3892-4511 (内線 318)
南千住駅前保育所おひさま保育園 「ひまわりぐみ」	病後児	4人	南千住4-3-2	5615-3088
至誠会第二保育園 「桂の木保育室」	病後児	4人	東尾久5-34-6	3894-8848

(2) 対象者

次の①と②の両方を満たす場合に限ります。

- ① 区内在住で、幼稚園、保育園（認証保育所・家庭福祉員・認可外保育園を含む）、こども園等に通う満1歳以上のお子さん
- ② 病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）または病気の回復期にあるお子さん
※他のお子さんに感染させるおそれがある場合は利用できません。

(3) 利用に当たって

- ① 利用時間と利用日数
 - ・月曜日～土曜日（国民の祝日に関する法律で定めた休日・年末年始を除く）の、9時から17時まで
 - ・原則として、1回につき連続して7日間を限度とします。
- ② 利用料金（利用当日、実施施設に直接お支払いください。）
1日につき保育料2,000円、他に給食費（昼食・おやつ・ミルク等）300円
※生活保護世帯および区市町村民税非課税世帯は、保育料は無料です。
※幼児教育・保育無償化の対象事業であり、次の(ア)、(イ)の両方の要件を満たすお子さんが対象です。
(ア) 認可保育園に在園していない。
(イ) 3～5歳児：保育の必要性の認定を受けている。

(4) 利用の流れ （各様式は区ホームページからダウンロードできます。）

- ① 登録申請書を提出（事前登録制です） ※1歳未満のお子さんであっても登録のみ可能です。
登録申請書に必要事項を記入し、お子さんが通っている保育園（区内の認可保育園、認証保育所、家庭的保育室に限る）または荒川区役所保育課に提出してください。
- ② 利用予約
利用の前日までに、実施施設に直接電話で予約をしてください。
- ③ 医師の診断
かかりつけ医師の診断を受け、医師連絡票に記入してもらいます。
- ④ 利用当日
利用する保育園へ、以下の持ち物を準備して、利用するお子さんといっしょにお越しください。
※利用当日の持ち物
利用申込書、医師連絡票、母子健康手帳等（その他の利用当日にお持ちいただくタオルや着替え等については、利用の保育園からご案内します。）
※保育中にお子さんの体調が変化したときは、施設の嘱託医師と相談の上、対応します。

荒川区の保育サービス

(1) 預かり教育(保育)について

私立幼稚園および区立幼稚園において、保護者の就労、疾病、介護等により保育が必要な方を対象に、18時まで（時間は一部例外あり）お子さんをお預かりする預かり教育（保育）を実施しています。実施園に在園しているお子さんが対象です。

申込方法や預かり時間等については、各園で異なりますので、詳しくは、以下に問合わせてください。

問合せ ① 私立幼稚園について：各幼稚園に直接お問い合わせ下さい。
② 区立幼稚園について：学務課学事第一係 電話 03-3802-3111 内線 3332

(2) 荒川区ファミリー・サポート・センター

残業で保育園のお迎えに間に合わない・冠婚葬祭・家族の介護・社会活動に参加される時、一時的にお子さんをお預かりします。会員登録が必要です。

① 利用できる年齢：生後6か月～小学校6年生

② 利用できる時間：7時～20時

③ 利用料金：1時間720円～840円

（きょうだいを一緒に預ける場合、2人目以降の利用料金は半額です）

問合せ 荒川区社会福祉協議会 荒川区ファミリー・サポート・センター
電話 03-3891-7938 住所 南千住1-13-20

※保育料無償化の対象事業です。詳細はお問い合わせ下さい。

問合せ：保育課保育管理係 電話03-3802-3111 内線3822

(3) 地域子育て交流サロン

おおむね3歳未満のお子さんと保護者同士の交流と遊びの場としてご利用ください。

詳細は、各認可保育園へ問合わせてください。（▶P.23～26参照）

南千住地区	○南千住駅前保育所おひさま保育園	荒川地区	○ドン・ボスコ保育園
	○南千住七丁目保育園	東尾久地区	○熊野前保育園
	○汐入こども園	西尾久地区	○小台橋保育園
	○にじの森保育園	西日暮里地区	○日暮里保育園

※認可保育園の他にも、子育て交流サロンを実施しているところがあります。

「あらかわきっずニュース」（荒川区ホームページに掲載）で紹介しています。

(4) 認可保育園の在宅育児支援

認可保育園全園で地域の乳幼児およびその保護者を対象に次のような子育て支援事業を行っています。日程・時間等は各保育園に直接お問い合わせください。（▶P.23～26参照）

① 子育て相談

子育てに関わる悩みや不安について、保育園の職員（園長・看護師・栄養士等）が相談をお受けします。身長・体重測定も行っていますのでお気軽にご相談ください。

② 園庭開放

保育園では、在宅のお子さんと保護者に園庭を開放しています。

③ 地域交流保育

保育園では、地域の乳幼児が安心して遊び、その親同士の交流もできるよう、月1回から4回程度定期的に園の行事やさまざまな交流活動に参加できる場を設けています。

※地域の子育て事業については、『あらかわきっずニュース』（荒川区ホームページに掲載）のほか、『あらかわすくすく子育てアプリ』で紹介しています。

月齢早見表

(令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日)

生年月日は、令和 9 年 4 月入園を基準としています。

0 歳児クラスについて、5 月以降は入園希望月 1 日に保育年齢に到達していれば、申込みが可能です。

保育年齢	生年月日		対象保育園	
5 歳児	2021 年	R3 年 4 月 2 日～R4 年 4 月 1 日	次の園を除く全園	
4 歳児	2022 年	R4 年 4 月 2 日～R5 年 4 月 1 日	太陽の子わかば 家庭的保育室スノードロップ おはな保育室 家庭的保育室みんなのおうち MIRATZ 東尾久	かんかんもり フレンズ ハローフレンズ グローバルキッズ日暮里駅前
3 歳児	2023 年	R5 年 4 月 2 日～R6 年 4 月 1 日		
2 歳児	2024 年	R6 年 4 月 2 日～R7 年 4 月 1 日	全園	
1 歳児	2025 年	R7 年 4 月 2 日～R8 年 4 月 1 日		
0歳児	2026 年	満 8 か月～ (R8 年 4 月 2 日～R8 年 8 月 1 日)	子供の家愛育	
		満 6 か月～ (R8 年 4 月 2 日～R8 年 10 月 1 日)	ドン・ボスコ ※4 月 1 日時点で満 6 か月を迎えている場合に限る。 三河島	荒川 原 第二東日暮里 西日暮里
		満 3 か月 (R8 年 4 月 2 日～R9 年 1 月 1 日)	ワタナベ学園分園 AIAI NURSERY 新三河島	オレンジナーサリー(分園) AIAI NURSERY 西日暮里一丁目 家庭的保育室みんなのおうち
		生後 57 日～ (R8 年 4 月 2 日～R9 年 2 月 3 日)	●南千住 第二南千住 南千住駅前保育所おひさま コンビプラザ南千住 南千住さくら ういず南千住駅前 太陽の子わかば 南千住 家庭的保育室スノードロップ 南千住七丁目 汐入とちのき にじの樹 はなみずき 汐入こども園 にじの森 ●荒川 おはな保育室 キッズあおぞら 仁風 まなびの森町屋 荒川さつき ●町屋 町屋 グローバルキッズ町屋 ういず町屋 上智厚生館分園 尾久隣保館	●東尾久 ピノキオ幼児舎東尾久 MIRATZ 東尾久 熊野前 宮前 花と緑の保育園 ●西尾久 大空と大地のなーさりい荒川西尾久 小台ここわ 小台橋 上尾久 ●東日暮里 なかよし タムスわんぱく保育園東日暮里 タヤけこやけ フレンズ ういず東日暮里 グローバルキッズ東日暮里園 ポポラー東京東日暮里園 まなびの森三河島 聖華ひなた ●西日暮里 日暮里 グローバルキッズ日暮里駅前 日暮里きらきら さくらさくみらい西日暮里 上智聖ローザ まなびの森西日暮里
		生後 43 日～ (R8 年 4 月 2 日～R9 年 2 月 17 日)	至誠会第二	

その他

